

**清算・振替機関等向けの総合的な監督指針  
(案)**

**本 編**

**平成25年9月**

**金 融 庁**

# 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針

## I. 基本的考え方

I - 1	清算・振替機関等の監督に関する基本的な考え方	1
I - 1 - 1	清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割	1
I - 1 - 2	清算・振替機関等の監督に当たっての基本的な考え方	2
I - 2	監督指針策定の趣旨	4
I - 2 - 1	監督指針策定の趣旨	4
I - 2 - 2	本監督指針の構成	5

## II. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点

II - 1	一般的な事務処理等	6
II - 1 - 1	一般的な監督事務	6
II - 1 - 2	検査部局との連携	6
II - 1 - 3	関係省庁、日本銀行、海外当局との連携	7
II - 2	法令解釈等外部からの照会への対応	9
II - 2 - 1	法令照会	9
II - 2 - 2	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	10
II - 3	行政指導等を行う際の留意点等	13
II - 3 - 1	行政指導等を行う際の留意点	13
II - 3 - 2	面談等を行う際の留意点	15
II - 4	行政処分を行う際の留意点	16
II - 4 - 1	清算機関	16
II - 4 - 1 - 1	検査結果等への対応	16
II - 4 - 1 - 2	金商法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）	17
II - 4 - 1 - 3	標準処理期間	18
II - 4 - 1 - 4	業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	19
II - 4 - 1 - 5	行政手続法等との関係	19
II - 4 - 1 - 6	意見交換制度	20
II - 4 - 1 - 7	関係当局、海外監督当局等への連絡	20
II - 4 - 1 - 8	不利益処分の公表に関する考え方	20
II - 4 - 2	資金清算機関	20
II - 4 - 2 - 1	検査結果等への対応	21
II - 4 - 2 - 2	資金決済法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）	22
II - 4 - 2 - 3	標準処理期間等	23
II - 4 - 3	振替機関	23
II - 4 - 3 - 1	検査結果等への対応	23
II - 4 - 3 - 2	振替法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）	24
II - 4 - 3 - 3	標準処理期間等	26

II - 4 - 4 取引情報蓄積機関	26
II - 4 - 4 - 1 検査結果等への対応	26
II - 4 - 4 - 2 金商法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）	27
II - 4 - 4 - 3 標準処理期間等	28
 III. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）	
III - 1 経営管理（ガバナンス）	30
III - 1 - 1 経営管理体制	30
III - 1 - 2 清算機関の役員	33
III - 1 - 3 人的構成	33
III - 2 財務の健全性	35
III - 2 - 1 資本の充実	35
III - 2 - 2 包括的なリスク管理の体制	36
III - 2 - 3 信用リスク管理	36
III - 2 - 4 流動性リスク管理	38
III - 2 - 5 証拠金制度	40
III - 2 - 6 担保制度	41
III - 2 - 7 監督手法・対応	42
III - 3 業務の適切性	43
III - 3 - 1 法令等遵守	43
III - 3 - 1 - 1 法令等遵守を確保するための措置	43
III - 3 - 1 - 2 公正な参加要件等	43
III - 3 - 1 - 3 反社会的勢力による被害の防止	44
III - 3 - 2 業務継続体制	47
III - 3 - 3 事務リスク管理	48
III - 3 - 4 システムリスク管理	49
III - 3 - 5 参加者破綻等への対応手続	52
III - 3 - 6 担保等の管理等	53
III - 3 - 7 参加者の階層構造等に係る留意点	54
III - 3 - 8 情報開示の適切性等	55
III - 4 諸手続	57
III - 4 - 1 業務方法書認可等に係る留意点	57
III - 4 - 2 兼業承認に係る留意点	57
 IV. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）	
IV - 1 経営管理（ガバナンス）	60
IV - 1 - 1 経営管理体制	60
IV - 1 - 2 資金清算機関の役員	63
IV - 1 - 3 人的構成	63
IV - 2 財務の健全性	65
IV - 2 - 1 資本の充実	65
IV - 2 - 2 包括的なリスク管理の体制	66

IV-2-3	信用リスク管理	67
IV-2-4	流動性リスク管理	67
IV-2-5	担保制度	69
IV-2-6	監督手法・対応	69
IV-3	業務の適切性	71
IV-3-1	法令等遵守	71
IV-3-1-1	法令等遵守を確保するための措置	71
IV-3-1-2	公正な参加要件等	71
IV-3-1-3	反社会的勢力による被害の防止	72
IV-3-2	業務継続体制	75
IV-3-3	事務リスク管理	76
IV-3-4	システムリスク管理	77
IV-3-5	参加者破綻等への対応手続	80
IV-3-6	担保等の管理等	81
IV-3-7	参加者の階層構造等に係る留意点	82
IV-3-8	情報開示の適切性等	82
IV-4	諸手続	84
IV-4-1	業務方法書認可等に係る留意点	84
IV-4-2	兼業承認に係る留意点	84
V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関）		
V-1	経営管理（ガバナンス）	87
V-1-1	経営管理体制	87
V-1-2	振替機関の役員	90
V-1-3	人的構成	90
V-2	財務の健全性	92
V-2-1	資本の充実	92
V-2-2	リスク管理の体制	93
V-2-3	監督手法・対応	93
V-3	業務の適切性	94
V-3-1	法令等遵守	94
V-3-1-1	法令等遵守を確保するための措置	94
V-3-1-2	公正な参加要件等	94
V-3-1-3	反社会的勢力による被害の防止	95
V-3-1-4	本人確認、疑わしい取引の届出	98
V-3-2	業務継続体制	100
V-3-3	事務リスク管理	101
V-3-4	システムリスク管理	102
V-3-5	口座管理機関の破綻等への対応手続	105
V-3-6	参加者の階層構造等に係る留意点	106
V-3-7	情報開示の適切性等	107
V-4	諸手続	108
V-4-1	業務規程認可等に係る留意点	108

V－4－2 兼業承認に係る留意点	108
------------------	-----

VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関）	
VI－1 経営管理（ガバナンス）	111
VI－1－1 経営管理体制	111
VI－1－2 取引情報蓄積機関の役員	114
VI－1－3 人的構成	114
VI－2 財務の健全性	116
VI－2－1 資本の充実	116
VI－2－2 リスク管理の体制	117
VI－2－3 監督手法・対応	117
VI－3 業務の適切性	118
VI－3－1 法令等遵守	118
VI－3－1－1 法令等遵守を確保するための措置	118
VI－3－1－2 公正な利用要件等	118
VI－3－1－3 反社会的勢力による被害の防止	119
VI－3－2 業務継続体制	121
VI－3－3 事務リスク管理	123
VI－3－4 システムリスク管理	123
VI－3－5 情報開示の適切性等	127
VI－3－5－1 主要な規則等の開示	127
VI－3－5－2 市場データの開示	128
VI－4 諸手続	129
VI－4－1 業務規程認可等に係る留意点	129
VI－4－2 兼業承認に係る留意点	129

## I. 基本的考え方

### I-1 清算・振替機関等の監督に関する基本的考え方

#### I-1-1 清算・振替機関等の監督の目的と監督部局の役割

清算機関（金商法第2条第29項に定める金融商品取引清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済法第2条第6項に定める資金清算機関をいう。以下同じ。）、振替機関（振替法第2条第2項に定める振替機関をいう。以下同じ。）及び取引情報蓄積機関（金商法第156条の64第3項に定める取引情報蓄積機関をいう。以下同じ。）（以下これを「清算・振替機関等」と総称する。）は、有価証券等の金融取引について、清算、振替、記録等の取引成立後の多量・多額の処理を行うものである。

（注）金商法：金融商品取引法、資金決済法：資金決済に関する法律、振替法：社債、株式等の振替に関する法律（以下同じ。）

清算・振替機関等において、取引成立後の多量・多額の処理が行われることで、その参加者等は効果的・効率的に業務遂行を行い、また、金融取引に係るリスクを削減することが可能となる。

一方で、一度、清算・振替機関等の業務に問題が発生した場合には、参加者等は、集中化された多量・多額の取引の処理に係る重大なリスクに直面する可能性がある。また、多数の当事者と多量・多額の取引等を行う清算・振替機関等の健全性等に対する信頼が損なわれた場合には、金融システムに不測の混乱を招きかねない。

このため、清算・振替機関等において、清算、振替、記録等の業務が的確に遂行され、適切なリスク管理が行われることは、清算・振替機関等に対する信任を確保し、ひいてはわが国金融システムの安定を確保する観点から、重要である。

清算・振替機関等の監督の目的は、こうした清算・振替機関等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、もって、わが国の金融の機能の安定の確保及び投資者等の保護に資することにある。

効果的な監督行政を行うためには、検査部局（証券取引等監視委員会事務局及び金融庁検査局をいう。以下同じ。）の「オンサイト」と監督部局の「オフサイト」の双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることが必要であり、実効性の高い監督を実現するためには、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、継続的な情報の収集・分析を通じて、清算・振替機関等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、改善のための働きかけを行っていくことである。具体的には、清算・振替機関等との定期的・継続的な意見交換等や、清算・振替機関等から提供された各種の情報の蓄積及び分析を通じ、問題を早期に発見し、改善を促していくことが重要な役割といえる。

## I－1－2 清算・振替機関等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえ、清算・振替機関等の監督に当たっての基本的考え方は、次のとおりである。

### (1) 検査部局との適切な連携

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い清算・振替機関等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意する。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

### (2) 清算・振替機関等との十分な意思疎通の確保

清算・振替機関等の監督に当たっては、清算・振替機関等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、適時適切に監督上の対応につなげていくことが重要である。

このため、監督当局においては、清算・振替機関等からの報告だけではなく、日頃から十分な意思疎通を図ることを通じて積極的に情報収集する必要がある。具体的には、清算・振替機関等との定期的な意見交換等を通じて、清算・振替機関等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

### (3) 清算・振替機関等の自主的な努力の尊重

監督当局は、清算・振替機関等が法令等に基づき自ら行う一連の機能の提供状況や、自己責任原則に則った経営判断を、法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。清算・振替機関等の監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、清算・振替機関等の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

### (4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び清算・振替機関等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、清算・振替機関等に報

告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

## I－2 監督指針策定の趣旨

### I－2－1 監督指針策定の趣旨

わが国の決済システムについては、平成12年の金融審議会報告書「21世紀に向けた証券決済システム改革について」以降、平成14年の社債・国債等のペーパーレス化及び清算機関の制度整備、平成21年の株券電子化実現、平成24年の店頭デリバティブの清算・取引情報保存義務導入など、清算・振替機関等の行う業務の拡大・複雑化が進んでいる。

また、先般の金融危機の教訓等を踏まえ、国際決済銀行（BIS）・支払決済システム委員会（CPSS）と証券監督者国際機構（IOSCO）において、既存の資金決済システム、証券決済システム、清算機関に関する国際基準の包括的な見直しが行われ、これらの基準を統合し、強化を図った「金融市场インフラのための原則」が策定・公表されるなど、清算・振替機関等に係る国際的な規制環境も大きく変化している。

このような状況の下、新たな国際基準も踏まえつつ、清算・振替機関等に対する監督上の着眼点と監督手法等を明確化し、日常の監督事務を効果的に遂行し、もって清算・振替機関等における一層的確な業務運営の確保を図るため、本監督指針を策定することとした。

本監督指針は、清算・振替機関等の実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てについて各々の清算・振替機関等に一律適用することが求められているものではない。

従って、本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、公益又は投資者保護等の観点から問題のない限り、不適切とするものではないことに留意し、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。一方、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、公益又は投資者保護等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

なお、金融商品取引所が内閣総理大臣の承認（金商法第156条の19第1項）を得て行うことができる清算業務についても、金商法上、清算機関と同一の規制に服し、本監督指針の対象となる。

また、国債の振替については、日本銀行を振替業を営む者として指定できるとする特例（振替法第47条第1項）がある。当該規定に基づき振替業を行っている日本銀行に対し、本監督指針の下で振替法の定めるところにより監督を行うに当たっては、日本銀行法に基づき運営されている日本銀行の組織の特殊性に留意するとともに、その業務運営における自主性に十分配慮する。

以上を踏まえ、金融庁総務企画局市場課及び監督局銀行第一課は、本監督指針に基づき、清算・振替機関等の監督事務を実施する。

#### I－2－2 本監督指針の構成

本監督指針は、清算・振替機関等の監督に効果的に利用可能なものとする観点から構成されている。

すなわち、「I. 基本的な考え方」、「II. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点」は、特段の記載がない限り、清算・振替機関等の全てを対象とし、その上で、清算・振替機関等に対する「監督上の評価項目と諸手続」については、III. からVI. において業態ごとに整理することとしている。

## II. 清算・振替機関等の監督に係る事務処理上の留意点

### II-1 一般的な事務処理等

#### II-1-1 一般的な監督事務

##### (1) 定期的なヒアリング

オフサイト・モニタリングの一環として、清算・振替機関等に対し、原則として以下のとおり、定期的なヒアリングを実施する。

###### ① 決算ヒアリング

決算期ごとに、決算の状況や財務上の課題等についてヒアリングを実施する。なお、四半期開示を行っている場合には、必要に応じて四半期ごとの決算内容に係るヒアリングを実施する。

###### ② 総合的なヒアリング

清算・振替機関等の経営計画及び業務展開方針、各種リスク管理・収益管理態勢、ガバナンスの状況等を総合的に把握するため、年に1回以上、ヒアリングを実施する。なお、必要に応じて、監督当局幹部による清算・振替機関等の経営陣に対するトップヒアリングを実施する。

###### ③ リスク管理ヒアリング

清算・振替機関等のリスク管理の現状、課題、及び方向性について、年に1回以上、ヒアリングを実施する。その際、経営陣の認識、関与状況等についてもヒアリングすることとする。また、市場の動向等を踏まえ、必要に応じて隨時リスク管理の状況についてヒアリングを実施する。

##### (2) 随時のヒアリング

清算・振替機関等の業績や戦略の変化、又は制度を取り巻く環境の変化、業務の健全かつ適切な運営に影響を及ぼしかねない事象の発生など、監督上の必要が認められる場合には、オフサイト・モニタリングの一環として、随時ヒアリングを実施する。

また、清算・振替機関等のあり方については、清算・振替機関等が遵守すべき国際的な原則として、「金融市場インフラのための原則」が策定されていることも踏まえ、必要に応じ、清算・振替機関等の同原則への対応状況等についても、ヒアリングを実施する。

#### II-1-2 検査部局との連携

監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切な連携を図り、オン

サイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、実効性の高い監督を実現することが重要であることから、検査部局との連携について、以下の点に十分留意する。

(1) オフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点の検査部局への還元

監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した清算・振替機関等の問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元するものとする。

具体的には、監督部局は、検査部局に対し、検査の前に以下のような現状等についての説明を行うものとする。

- ① 前回検査から当該時点までの清算・振替機関等の主な動き（他社との提携、增资、経営陣の交代等）
- ② システム更改等を予定している清算・振替機関等については、そのスケジュール等
- ③ 直近決算の状況
- ④ 総合的なヒアリングの結果
- ⑤ 監督上の措置（報告徵求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- ⑥ 監督部局として検査で重視されるべきと考える点
- ⑦ その他

(2) 検査を通じて把握された問題点に係る監督上の対応

監督部局は、検査部局が実施した清算・振替機関等に対する検査について、その検査結果を監督業務に適切に反映させる観点から、 II-4に基づき必要な措置を検討する。

## II-1-3 関係省庁、日本銀行、海外当局との連携

(1) 関係省庁間の連携

振替制度については、振替制度が金融実務面と社債等の発行、譲渡等に関する法制面の両面で十分機能することで円滑な実施が可能となるものであることに加え、国債等を扱うものであるほか、振替機関の所管省庁は、金融庁、法務省及び財務省との共管とされている。

上記を踏まえ、振替機関に行政処分又は許認可等を行おうとする場合等その他監督上適切と認められる場合には、共管省庁との間において、必要に応じ情報共有・意見交換を行うなど、密接な連携を図ることとする。

## （2）日本銀行との連携

金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保という観点から、日本銀行においては、清算・振替機関等に対し「オーバーサイト」を行っている。

上記を踏まえ、清算・振替機関等に行政処分又は許認可等を行おうとする場合等その他監督上適切と認められる場合には、日本銀行との間において、必要に応じ情報共有・意見交換を行うなど、密接な連携を図ることとする。

## （3）海外当局との連携

清算・振替機関等については、諸外国の金融機関等が参加者となる、諸外国に親会社等を有するなど、国際的な活動を行う等の動きが見られるところである。

上記を踏まえ、清算・振替機関等に行政処分又は許認可等を行おうとする場合等その他監督上適切と認められる場合には、海外監督当局等との間で、必要に応じ情報共有・意見交換を行うなど、密接な連携を図ることとする。

## II－2 法令解釈等外部からの照会への対応

### II－2－1 法令照会

#### (1) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、金商法、資金決済法、振替法及びこれらに関連する法令であって金融庁が所管する法令に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

#### (2) 照会に対する回答方法

- ① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 金融庁担当課室長は、当庁が所管する法令に関し、当庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体<sup>(注)</sup>から受けた、次のア. 及びイ. の項目で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面により行い、その内容を公表することとする。

(注) 事業者団体とは、当庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。

#### ア. 本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、以下の要件の全てを満たすものとする。

- a. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（法令適用事前確認手続制度の利用が可能でないこと。）。
  - b. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。
  - c. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。
  - d. 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと。
- イ. 照会書面（電子的方法を含む。）

本手続の利用を希望する照会者からは、以下の内容が記載された照会書面の

提出を受けるものとする。また、照会書面のほかに、照会内容及び上記ア. に記載した事項を判断するために、記載事項や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書面の補正及び追加資料の提出を求めることとする。

- a. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

#### ウ. 照会窓口

照会書面の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室とする。

#### エ. 回答

- a. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として2か月以内に、照会者に対して回答を行うよう努めることとし、2か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
- b. 回答書面には、以下の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書面に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するものではなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束しうるものではない。」

- c. 本手続による回答を行わない場合には、金融庁担当課室は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

#### オ. 公表

上記エ. の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答内容を金融庁ホームページ上に掲載して、公表することとする。

- ③ 上記②に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ「応接箋」（別紙様式〇）を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室に保存するものとする。
- ④ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面による回答を希望する場合であって、II-2-2 (2) に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。

### II-2-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、

法令適用事前確認手続に関する細則を定めている。本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

#### (1) 照会窓口

照会窓口は、金融庁監督局総務課とする。

なお、照会窓口たる金融庁監督局総務課は、下記（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

#### (2) 照会書面受領後の流れ

照会書面を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。また、照会書面の補正及び追加書面の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

##### ① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、当庁が本手続の対象としてホームページに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、以下のような照会を行うものか。

- ア. その事業や取引を行うことが、無許可業務等にならないかどうか。
- イ. その事業や取引を行うことが、無届け業務等にならないかどうか。
- ウ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や免許取消等（不利益処分）を受けることがないかどうか。
- エ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。

##### ② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者及び当該者から依頼を受けた弁護士等であって、下記③の記載要領を満たした照会書面を提出し、かつ、照会内容及び回答内容が公表されることに同意しているか。

##### ③ 照会書面の記載要領

照会書面（電子的方法を含む。）は、下記の要件を満たしているものか。

- ア. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- イ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。

ウ. 照会及び回答内容が公表されることに同意していることが記載されていること。

エ. 上記イ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会書面を回付された課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

ア. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内

イ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内

ウ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

照会書面の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ホームページに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

また、照会及び回答内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条各号に規定する不開示情報が含まれている場合、これを除いて公表することができる。

## II-3 行政指導等を行う際の留意点等

### II-3-1 行政指導等を行う際の留意点

清算・振替機関等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

#### （1）一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。例えば、以下の点に留意する。
  - ア. 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
  - イ. 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
  - ア. 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
  - イ. 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

#### （2）申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続することにより当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。
- ③ 例えば、以下の点に留意する。
  - ア. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨

げるようなことをしていないか。

- イ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
- ウ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を使用することができない場合又は行使する意思がない場合であるにもかかわらず、当該権限を使用し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めていないか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を使用することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

- ア. 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
- イ. 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- ウ. 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- エ. 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るために、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）。

例えば、以下の点に留意する。

- ア. 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
- イ. 書面交付を拒み得る「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者

の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ウ. 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

## II-3-2 面談等を行う際の留意点

職員が、清算・振替機関等の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意する。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

## II-4 行政処分を行う際の留意点

### II-4-1 清算機関

#### II-4-1-1 検査結果等への対応

##### (1) 検査結果への対応

検査部局が実施した清算機関に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他清算機関の業務の運営又は財産の状況、公益又は投資者保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合について、必要かつ適当と認められる場合には、清算機関に対し、当該検査報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他の事項を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮する。）に提出することを、金商法第156条の15の規定に基づき命ずるものとする。

また、システムの変更等を予定している清算機関において、システム変更に係るリスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システムの変更等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式〇により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、清算機関から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとする。
- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施や、指摘事項の改善について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果等を踏まえ、証券取引等監視委員会から、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき「行うべき行政処分その他の措置」について勧告があつた場合には、監督部局においては、その内容の検討を行った上で、金商法第156条の15から第156条の17までの規定に基づく行政処分その他の適切な措置を検討することとする。

##### (2) オフサイト・モニタリング等に基づく報告徵求

- ① オフサイト・モニタリング等を通じて、清算機関の経営管理態勢、リスク管理態勢、法令等遵守態勢等に問題があると認められる場合においては、金商法第

156条の15の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について報告を求ることとする。

- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、金商法第156条の15の規定に基づき、追加報告を求めることとする。
- ③ 上記報告を検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、清算機関の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、深度あるヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ④ さらに、必要があれば、金商法第156条の15の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

## II-4-1-2 金商法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）

清算機関からの報告又は検査部局からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、以下（1）から（3）までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを清算機関の自主性に委ねることが適當かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適當かどうか、

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

### （1）当該行為の重大性・悪質性

#### ① 公益侵害の程度

例えば、業務方法書等に定められたリスク管理手続の主要な部分の実施を怠ることにより、金融商品市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

#### ② 投資者や市場参加者の被害の程度

広範囲にわたって多数の投資者や市場参加者が被害を受けたかどうか。個々の投資者や市場参加者が受けた被害がどの程度深刻か。

#### ③ 行為自体の悪質性

例えば、投資者や市場参加者から継続的に多数の苦情を受けているのにもかかわらず、対応を怠り続けるなど、行為が悪質であったか。

#### ④ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に役員の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 役員の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

行政による対応に先行して自主的に事態の改善に向けた所要の対応に取り組んでいるなどといった軽減事由があるか。

#### II-4-1-3 標準処理期間

上記II-4-1-2の行政処分をしようとする場合には、検査部局からの勧告書若しくは報告徴求を行った場合の当該報告書を受理したときから1か月(処分が他省庁との共管法令に基づく場合は2か月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

ア. 複数回にわたって、法律の規定に基づき報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

イ. 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該訂正、資料の追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2)弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間に含まれない。

（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

#### II-4-1-4 業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく清算機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該清算機関の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求ることとし、以下の点に留意するものとする。

（1）業務改善命令を発出している清算機関に対して、当該清算機関の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該清算機関の報告義務は解除される。

（2）業務改善命令を発出している清算機関に対して、当該清算機関の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

#### II-4-1-5 行政手続法等との関係

##### （1）行政手続法との関係

業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は免許等を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、行政手続法第13条第1項の規定に基づき、不利益処分の区分に応じて、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならないことに留意する（業法の規定において聴聞等を行わねばならないとされている場合には、当該規定に基づき聴聞等の機会の付与を行う）。

また、行政手続法第14条第1項の規定に基づき、処分の理由を示さなければならぬことに留意する。

##### （2）行政不服審査法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は免許等を取り消す処分をしようとする場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づく異議申立てができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

##### （3）行政事件訴訟法との関係

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は免許、承認、

若しくは認可を取り消す処分をしようとする場合には、行政事件訴訟法第8条第1項の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面で教示しなければならないことに留意する。

#### II-4-1-6 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手續とは別に、清算機関からの求めに応じ、監督部局と清算機関との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性についての認識の共有を図ることが有益である。

報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した清算機関から、監督部局の幹部<sup>(注1)</sup>と当該清算機関の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合<sup>(注2)</sup>であって、監督部局が当該清算機関に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときには、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

(注1) 監督部局の幹部の例：金融庁の担当課室長

(注2) 清算機関からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての法律の規定に基づく報告徴求の報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

#### II-4-1-7 関係当局、海外監督当局等への連絡

報告徴求命令、業務改善命令若しくは業務停止命令を発出する又は免許等を取り消す等の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じ、II-1-3にあるとおり、関係する当局等への連絡を行う。

#### II-4-1-8 不利益処分の公表に関する考え方

免許等の取消し等の不利益処分を行った場合には、清算機関が行う一連の機能の高い公共性に鑑み、また他の清算機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により市場に大きな混乱が生ずるおそれのある場合を除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表する（業法の規定において公示等の定めがある場合には、当該規定に基づき公示等の手続を行う）。

#### II-4-2 資金清算機関

## II-4-2-1 検査結果等への対応

### (1) 検査結果への対応

検査部局が実施した資金清算機関に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他資金清算機関の業務の運営又は財産の状況、業務の適正かつ確実な遂行の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合について、必要が認められる場合には、資金清算機関に対し、当該検査報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他の事項を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮する。）に提出することを、資金決済法第80条第1項の規定に基づき命ずるものとする。

また、システムの変更等を予定している資金清算機関において、システム変更に係るリスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要があると認められる場合には、当該システムの変更等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式〇により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、資金清算機関から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとする。
- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施や、指摘事項の改善について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。

### (2) オフサイト・モニタリング等に基づく報告徴求

- ① オフサイト・モニタリング等を通じて、資金清算機関の経営管理態勢、リスク管理態勢、法令等遵守態勢等に問題があると認められる場合においては、資金決済法第80条第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について報告を求ることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、資金決済法第80条第1項の規定に基づき、追加報告を求ることとする。
- ③ 上記報告を検証した結果、業務の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、資金清算機関の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、深度あるヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

- ④ さらに、必要があれば、資金決済法第80条第1項の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

## II-4-2-2 資金決済法の規定に基づく行政処分(業務改善命令、業務停止命令等)

資金清算機関からの報告又は検査部局の立入検査等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、業務の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が認められる場合、以下(1)から(3)までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを資金清算機関の自主性に委ねることが適當かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適當かどうか、

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

### (1) 当該行為の重大性・悪質性

#### ① 公益侵害の程度

例えば、業務方法書等に定められたリスク管理手続の主要な部分の実施を怠ることにより、資金決済システムに対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

#### ② 参加者等被害の程度

広範囲にわたって多数の参加者等が被害を受けたかどうか。個々の参加者等が受けた被害がどの程度深刻か。

#### ③ 行為自体の悪質性

例えば、参加者等から継続的に多数の苦情を受けているのにもかかわらず、対応を怠り続けるなど、行為が悪質であったか。

#### ④ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

#### ⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

#### ⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に役員の関与があったのか。

#### ⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織

的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

- ① 役員の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
- ② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

行政による対応に先行して自主的に事態の改善に向けた所要の対応に取り組んでいるなどといった軽減事由があるか。

#### II-4-2-3 標準処理期間等

清算機関に係るII-4-1-3からII-4-1-8の規定は、資金清算機関についてこれを準用する。この場合において、II-4-1-3の「検査部局から勧告書若しくは報告徴求を行った場合の当該報告書」とあるのは、「報告徴求を行った場合の当該報告書」とする。

#### II-4-3 振替機関

##### II-4-3-1 検査結果等への対応

(1) 検査結果への対応

検査部局が実施した振替機関に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他振替機関の業務の運営又は財産の状況、業務の適正かつ確実な遂行の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合について、必要と認められる場合には、振替機関に対し、当該検査報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他の事項を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮する。）に提出することを、振替法第20条第1項の規定に基づき命ずるものとする。

また、システムの変更等を予定している振替機関において、システム変更に係るリスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要と認められる場合には、当該システムの変更等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式〇により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、振替機関から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとする。
- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施や、指摘事項の改善について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果等を踏まえ、証券取引等監視委員会から、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき「行うべき行政処分その他の措置」について勧告があった場合には、監督部局においては、その内容の検討を行った上で、振替法第20条から第23条までの規定に基づく行政処分その他の適切な措置を検討することとする。

## （2）オフサイト・モニタリング等に基づく報告徵求

- ① オフサイト・モニタリング等を通じて、振替機関の経営管理態勢、リスク管理態勢、法令等遵守態勢等に問題があると認められる場合においては、振替法第20条第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について報告を求ることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、振替法第20条第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。
- ③ 上記報告を検証した結果、振替業の適正かつ確実な遂行又は投資者保護の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、振替機関の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、深度あるヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ④ さらに、必要があれば、振替法第20条第1項の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

## II－4－3－2 振替法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）

振替機関からの報告又は検査部局からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、振替業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題が認められる場合、以下（1）から（3）までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを振替機関の自主性に委ねることが適當かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適當かどうか、

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

#### (1) 当該行為の重大性・悪質性

##### ① 公益侵害の程度

例えば、業務規程等に定められた手続の主要な部分の実施を怠ることにより、金融商品市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

##### ② 投資者や市場参加者の被害の程度

広範囲にわたって多数の投資者や市場参加者が被害を受けたかどうか。個々の投資者や市場参加者が受けた被害がどの程度深刻か。

##### ③ 行為自体の悪質性

例えば、投資者や市場参加者から継続的に多数の苦情を受けているのにもかかわらず、対応を怠り続けるなど、行為が悪質であったか。

##### ④ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

##### ⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

##### ⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に役員の関与があったのか。

##### ⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

##### ⑧ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

#### (2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

- ① 役員の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。
- ② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。
- ③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

- ④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

行政による対応に先行して自主的に事態の改善に向けた所要の対応に取り組んでいるなどといった軽減事由があるか。

II-4-3-3 標準処理期間等

清算機関に係るII-4-1-3からII-4-1-8の規定は、振替機関についてこれを準用する。

II-4-4 取引情報蓄積機関

II-4-4-1 検査結果等への対応

(1) 検査結果への対応

検査部局が実施した取引情報蓄積機関及び取引情報蓄積業務の一部の委託を受けた者（以下「取引情報蓄積機関等」という。）に対する検査については、以下のとおり、その結果を監督業務に適切に反映させることとする。

- ① 検査報告書において指摘のあった法令に抵触する行為、その他取引情報蓄積機関の業務の運営又は財産の状況、公益又は投資者保護の観点から問題のある行為又は状況、及び前回検査で指摘を受けた重要な事項で改善が認められない場合について、必要かつ適当と認められる場合には、取引情報蓄積機関等に対し、当該検査報告書で指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他の事項を取りまとめた報告書を1か月以内（必要に応じ、項目ごとに短縮する。）に提出することを、金商法第156条の80の規定に基づき命ずるものとする。

また、システムの変更等を予定している取引情報蓄積機関等において、システム変更に係るリスクの管理態勢に関する指摘がある場合のうち、必要かつ適当と認められる場合には、当該システムの変更等の計画を的確に履行するための方策、システムリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）等についても、報告書の提出を命ずるものとする。

上記の報告書の提出命令は、別紙様式〇により行うものとする。

- ② 報告書が提出される段階においては、取引情報蓄積機関等から十分なヒアリングを行うこととする。ヒアリングに当たっては、検査部局とも緊密な連携を図るものとする。

- ③ 報告書に記載された改善・対応策の実施や、指摘事項の改善について、一定の期間を要すると認められる場合には、定期的なヒアリングを実施する等フォローアップに努めるものとする。
- ④ 立入検査の結果等を踏まえ、証券取引等監視委員会から、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき「行うべき行政処分その他の措置」について勧告があつた場合には、監督部局においては、その内容の検討を行った上で、金商法第156条の80、第156条の81、第156条の83及び第156条の84の規定に基づく行政処分その他の適切な措置を検討することとする。

#### （2）オフサイト・モニタリング等に基づく報告徴求

- ① オフサイト・モニタリング等を通じて、取引情報蓄積機関の経営管理態勢、リスク管理態勢、法令等遵守態勢等に問題があると認められる場合においては、金商法第156条の80の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認められる場合においては、金商法第156条の80の規定に基づき、追加報告を求めることとする。
- ③ 上記報告を検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、取引情報蓄積機関の自主的な改善への取組みを求めることが可能な場合においては、深度あるヒアリング等を通じて、報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ④ さらに、必要があれば、金商法第156条の80の規定に基づき、定期的な報告を求め、フォローアップを行うこととする。

#### II-4-4-2 金商法の規定に基づく行政処分（業務改善命令、業務停止命令等）

取引情報蓄積機関等からの報告又は検査部局からの勧告等の内容について、本監督指針に掲げた評価項目等に照らして総合的に検証した結果、公益又は投資者保護の観点から重大な問題が認められる場合、以下（1）から（3）までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを取引情報蓄積機関の自主性に委ねることが適當かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適當かどうか、

等の点について検討を行い、行政処分の内容を決定することとする。

#### （1）当該行為の重大性・悪質性

##### ① 公益侵害の程度

例えば、業務規程等に定められた手続の主要な部分の実施を怠ることにより、

金融商品市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

② 投資者や市場参加者の被害の程度

広範囲にわたって多数の投資者や市場参加者が被害を受けたかどうか。個々の投資者や市場参加者が受けた被害がどの程度深刻か。

③ 行為自体の悪質性

例えば、投資者や市場参加者から継続的に多数の苦情を受けているのにもかかわらず、対応を怠り続けるなど、行為が悪質であったか。

④ 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に役員の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

(2) 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 役員の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

行政による対応に先行して自主的に事態の改善に向けた所要の対応に取り組んでいるなどといった軽減事由があるか。

清算機関に係るⅡ－4－1－3からⅡ－4－1－8の規定は、取引情報蓄積機関についてこれを準用する。

### III. 監督上の評価項目と諸手続（清算機関）

#### III-1 経営管理（ガバナンス）

##### III-1-1 経営管理体制

###### （1）意義

清算機関の業務が複雑化し、より一層適切なリスク管理等が求められる中で、清算機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、清算機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

（注）委員会設置会社である場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

###### （2）主な着眼点

###### [代表取締役]

- ① 法令等遵守を経営上の中一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

###### [取締役・取締役会]

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客觀性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待され

る役割を踏まえ、清算機関との人的関係、資本的関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、清算機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ隨時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

#### [監査役・監査役会]

- ① 監査役・監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役・監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ④ 監査役・監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

#### [内部監査部門]

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、清算機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実

施できる体制となっているか。

- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

#### [外部監査の活用]

- ① 実効性ある外部監査が、清算機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等が適切に取り扱われているか。

#### (3) 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

- ① 総合的なヒアリング（Ⅱ－1－1（1）参照）  
総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。
- ② 日常の監督事務を通じた経営管理の検証  
上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ等の日常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することとする。
- ③ モニタリング結果の記録  
上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。
- ④ 監督手法・対応  
清算機関において、経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めるにより、自主的な業務改善状況を把握する。  
さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行ふも

のとする。

### III—1—2 清算機関の役員

#### (1) 主な着眼点

清算機関の役員の選任議案の決定プロセス等においては、金融商品債務引受業の公共性を維持するとの観点から、以下の点に留意して検証する。

- ① 欠格事由（金商法第82条第2項第3号イからヘまで）のいずれかに該当するか又は免許若しくは承認時既に該当していた者でないこと。
- ② 金融商品債務引受業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 金融商品債務引受業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

#### (2) 監督手法・対応

清算機関の役員が、①金商法第82条第2項第3号イからヘまでに該当することとなったとき又は免許若しくは承認時既に該当していたことが判明したとき、②不正の手段により清算機関の役員となった者であることが判明したとき、③法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき又は違反したことが判明したときは、金商法第156条の14第3項又は第156条の17第2項の規定に基づき、当該役員の解任命令等の処分を検討する。

併せて、当該役員又は委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第156条の15の規定に基づく報告を求め、さらに、当該清算機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令（金商法第156条の16）等の処分を検討する。

### III—1—3 人的構成

#### (1) 主な着眼点

清算機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、金融商品債務引受業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 金商法及び関連諸規則や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに金融商品債務引受業の適正かつ確実な遂行に必要となる法令等遵守態勢及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保しているか。

- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないか（過去に暴力団員であった場合を含む。）又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者ではないか。
- ③ 金商法等わが国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ⑤ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。

## （2）監督手法・対応

上記①から⑤までに掲げる要素は、清算機関が金融商品債務引受業を適正かつ確實に遂行するに足りる人的構成を有していると認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは清算機関自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、清算機関の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、清算機関の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する清算機関の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第156条の15の規定に基づく報告を求める。

報告徴求の結果、清算機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

### III-2 財務の健全性

#### III-2-1 資本の充実

##### (1) 意義

清算機関が、信用・流動性リスク等に係る適切なリスク管理体制を整備しつつ、経営の態様に応じた十分な財務基盤を保有することは、清算機関に対する参加者・市場関係者の信任を確保し、清算機関が継続的・安定的に業務運営を行う上で重要である。

このため、清算機関においては、各種のリスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持すべきである。

また、リスク特性に照らした資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

##### (2) 主な着眼点

###### [取締役・取締役会]

- ① 取締役は、自社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な資本の水準との関係について理解しているか。
- ② 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、自社の経営課題を踏まえた適切な資本計画を策定しているか。
- ③ 取締役は、上記資本計画の策定、資本の充実の程度を評価するプロセス、及び十分な資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。

###### [資本の充実の評価]

- ① 上記資本計画の策定に当たっては、事業環境の変化等を踏まえ行われる包括的なリスク管理において計測したリスクとの対比において充実したものとなっているかについて、評価が行われているか。
- ② 純資産の額など、営業上のリスクに備えて保有すべき金額については、信用リスク、流動性リスクなどの参加者破綻に備えることを目的に手当てしている財源を控除した上で、少なくとも減価償却費を控除した営業費用の6月分に相当する額を確保することとし、また、当該金額が自社の業務の継続を確実なものとする観点から十分な水準にあるかを検証しているか。
- ③ 自己資本についても、例えば、現金・現金等価物を中心とする等によりリストレスシナリオ下で容易に流動化することできるかなど、適切な検証を行っているか。
- ④ 仮に資本の水準が自社の業務の継続を不確実なものとする水準に近づいたり、

下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を有しているか。

### III-2-2 包括的なリスク管理の体制

#### (1) 意義

金融商品に係る取引終了後の処理を集中的に行う清算機関は、信用リスク、流動性リスク等に止まらず、システムリスク、事務リスク等の多様なリスクに直面している。清算機関においては、これらのリスクが自らの財務の健全性等に影響を与えることがないかを包括的に確認し、適切なリスク管理体制を整備していくことが求められる。

また、清算参加者である金融機関等が、清算機関に資金決済機能や流動性供給機能を果たすこととされている場合には、当該金融機関等が清算機関の健全性に及ぼす影響は上記信用リスクの顕在化等に止まらないことを踏まえ、清算機関においては、当該金融機関等との間でのリスクを包括的に特定することが重要である。

#### (2) 主な着眼点

- ① 多様なリスクを包括的に把握するため、全てのリスクを洗い出し、特定した上で、可能な場合には計量的なリスク管理の対象として、リスクカテゴリーを適切に決定しているか。
- ② 必要に応じて、計量化の範囲及び精度を向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの重要性や相関等について、適切性を確保すべく検討を行っているか。
- ③ 取締役会は、清算機関全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、定期的に、少なくとも年次で、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑤ 資金決済機能を日本銀行以外の金融機関に委ねる場合には、当該資金決済金融機関の信用力、資本、流動資産等の状況を適時に把握し、当該資金決済銀行に対して過度に信用・流動性リスクを集中させていないか等の観点から、リスク管理の包括的な検証・管理を行うこととしているか。

### III-2-3 信用リスク管理

## (1) 意義

清算機関は、支払・清算の過程において、清算参加者、決済銀行、カストディアン等の取引関係者の財務状況悪化や決済不履行等により損失を被るリスクを負っている。

特に、参加者が破綻した場合などには、参加者間の急速な信用収縮等が金融市場に深刻な混乱を引き起こす可能性が存在する。

このため、清算機関は、参加者に対する信用エクスポージャーを的確に管理し、証拠金制度その他の制度・手法を組み合わせ、参加者の決済不履行等から生じる潜在的な損失を制限し、自ら及び他の参加者の損失を極小化することが求められる。

## (2) 主な着眼点

- ① 清算機関は、参加者に対する信用エクspoージャーなど、自社の行う清算業務の過程で生じる信用リスクを管理するための方針を定めているか。
  - ② 清算機関は、信用リスクの源泉を特定し、信用リスク量を定期的に計測し、信用リスクを管理するための方針の遵守状況を把握し、必要に応じ、リスク量の削減等の措置を講じることとしているか。
  - ③ 信用リスクを管理するための方針の策定に当たっては、必要に応じ、参加者その他の外部有識者を活用するなど、当該方針の妥当性等を確保するための措置を講じているか。また、その作成後も、外部環境の変化等に応じ定期的に、少なくとも年次で、その妥当性等を検証し、必要に応じ見直しを行うこととしているか。
  - ④ 清算機関は、証拠金などの事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対する信用エクspoージャーを高い信頼水準でカバーしているか。具体的には、Ⅲ－2－5にある証拠金制度を実施すること等により、必要な事前拠出型の財務資源を確保することとしているか。
  - ⑤ また、極端であるが現実に起こり得る市場環境を念頭におき、事前拠出型の財務資源に限らない追加的な財務資源も含めて、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。
    - ア. 最大の総信用エクspoージャーをもたらす可能性がある2先の参加者（単体ベース）<sup>(注1)</sup>の破綻
    - イ. 最大の総信用エクspoージャーをもたらす可能性がある1先の参加者（連結ベース）<sup>(注2)</sup>の破綻
- 特に、CDS等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の総信用エクspoージャーをもたらす可能性がある2先の参加者（連結ベース）<sup>(注2)</sup>の破綻など、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの財務資源を保持しているか。
- （注1）当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該

参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のこと（を指す）を含まないで算出された額をいう。

（注2）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。

⑥ 上記の必要財務資源について、以下の点に留意しつつ、厳格なストレステスト等により、その十分性を定期的に検証しているか。

ア. ストレステストの実施に当たっては、価格ボラティリティやイールドカーブの変化等の市場要因の変化、複数参加者の破綻、参加者破綻時の市場の逼迫など、極端であるが現実に起こり得る市場環境を様々に想定したフォワードルッキングなシナリオを含め実施することとしているか。

イ. リスク管理の方針に則り、事前に決定されたシナリオ、モデル、パラメータ等を用いて、ストレステスト及びバックテストを日次で実施しているか。当該テストの結果を、内部の適切な意思決定者に報告し、財務資源の十分性を評価し、必要に応じ追加資源を確保するための明確な手続を策定しているか。

ウ. 採用しているシナリオ、モデル、パラメータ等の適切性につき、少なくとも月次で、詳細な分析を行っているか。また、市場のボラティリティ上昇、流動性低下、参加者のポジションの規模・集中度の著しい増大などにより必要と認められる場合に、シナリオ等の分析をより頻繁に行うこととしているか。

エ. また、少なくとも年次で、上記リスクを管理するための方針の検証と併せて、リスク管理モデル全般について、全面的な検証及び、必要に応じ修正を行うこととしているか。

### III-2-4 流動性リスク管理

#### （1）意義

取引相手が将来いずれかの時点で債務を履行し得る場合にも、これらの者が限られた期日どおりに決済できない場合には、清算機関に当該債務の不履行による損失が生じることとなる（流動性リスク）。

こうした場合には、清算機関が自らの流動的な資産によって当該債務不履行等に係る資金不足をカバーし、決済を完了する必要が生じるため、清算機関において、流動性リスクの把握とこれに応じた流動的な資産の確保等により、流動性リスクを的確に管理することが求められる。

#### （2）主な着眼点

① 清算機関は、自社の行う清算業務の過程で生じる流動性リスクを管理するための方針を定めているか。また、決済及び資金調達フローを継続的・適時に監視するためには実効性のある運用方法や分析手段を有しているか。

- ② 清算機関は、極端であるが現実に起こり得る市場環境を念頭におき、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を有しているか。
- ア. 最大の流動資源を必要とする2先の参加者（単体ベース）<sup>(注1)</sup> の破綻  
イ. 最大の流動資源を必要とする1先の参加者（連結ベース）<sup>(注2)</sup> の破綻
- 特に、CDS等の複雑なリスク特性を伴う商品の清算業務に従事している場合には、最大の必要流動資源を必要とする可能性がある2先の参加者（連結ベース）<sup>(注2)</sup> の破綻など、当該商品の複雑性を加味したより保守的なシナリオを十分にカバーするだけの流動的な資産を保持しているか。
- （注1）当該参加者の関係会社等を含まないで算出された額をいう。
- （注2）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。
- ③ 流動的な資産を、日本銀行や金融機関への預金、コミットメントラインなど、資金調達に係る事前の取決めが存在し、危機時においても直ちに利用でき、現金化できるものに限ることとしているか。
- ④ 流動的な資産の供給主体についても、当該主体が自らの資金流動性リスクを的確に管理する体制を整備していることなど、事前の取極めに基づき流動性を供給できる能力を有していることを、十分に確認しているか。
- ⑤ 日本銀行の口座や資金決済サービス、証券決済サービスにアクセスできる場合には、それが実務に適している場合、資金流動性リスク管理を強化するために、こうしたサービスを利用することとしているか。
- ⑥ 上記の流動性財務資源について、以下の点に留意しつつ、厳格なストレステスト等により、その十分性を定期的に検証しているか。
- ア. ストレステストの実施に当たっては、価格ボラティリティやイールドカーブの変化等の市場要因の変化、複数参加者の破綻、参加者破綻時の市場の逼迫など、極端であるが現実に起こり得る市場環境を様々に想定したフォワードルッキングなシナリオを含め実施することとしているか。
- イ. リスク管理の方針に則り、事前に決定されたシナリオ、モデル、パラメータ等を用いて、ストレステストを日次で実施しているか。当該テストの結果を、内部の適切な意思決定者に報告し、流動性資源の十分性を評価し、必要に応じ追加資源を確保するための明確な手續を策定しているか。
- ウ. 採用しているシナリオ、モデル、パラメータ等の適切性につき、少なくとも月次で、詳細な分析を行っているか。また、市場のボラティリティ上昇、流動性低下、参加者のポジションの規模・集中度の著しい増大などにより必要と認められる場合に、シナリオ等の分析をより頻繁に行うこととしているか。
- エ. また、少なくとも年次で、上記リスクを管理するための方針の検証と併せて、リスク管理モデル全般について、全面的な検証及び、必要に応じ修正を行うこ

ととしているか。

### III-2-5 証拠金制度

#### (1) 意義

証拠金とは、変動証拠金と当初証拠金等の適切な組合せ等により、市場価格の変動等により生じる日々のエクスポージャーのほか、参加者破綻等による急速なポジション変動に備えるものである。

実効性のある証拠金制度は、清算機関の信用・流動性リスク管理において重要な役割を果たすものであり、清算機関は、参加者破綻等のストレス時の市場環境も考慮した上で、清算の対象となる金融商品のリスク特性等を踏まえた証拠金水準を算出する証拠金制度を整備し、検証することが求められる。

#### (2) 主な着眼点

- ① 清算機関は、清算の対象となる金融商品のリスク特性等を踏まえた証拠金水準を算出する証拠金制度を備えているか。
- ② 証拠金制度の整備・見直しに当たっては、必要に応じ、参加者その他の外部有識者を活用するなど、制度の妥当性等を確保するための措置を講じているか。
- ③ 証拠金を適切に算出するため、最新のデータが入手できる体制が整備されているか。また、市場特性等により外部からの客観的な価格情報を入手することが困難な場合には、価格を合理的に評価・決定するための方針を予め定めているか。
- ④ 当初証拠金の算出に当たっては、金融商品のリスク特性等に応じ、適切なシナリオ、モデル、パラメータ等を採用しているか。特に、モデルで想定される流動化期間は、店頭デリバティブについては少なくとも5日、その他の店頭商品については少なくとも2日、上場商品については少なくとも1日を確保し、また、当該期間が金融商品のリスク特性等を踏まえた保守的なものとなっているか等について検証しているか。また、市場変動のパラメータに過去データを用いる場合には、算出に用いる過去データのサンプル期間は、過去の市場変動等に照らし十分なものとなっているか。
- ⑤ 算出された当初証拠金が、想定損失額の分布の少なくとも片側99%信頼水準をカバーするものとなるなど、十分な水準にあることを確認しているか。

(注) ポートフォリオベースで証拠金を算出する場合には、ポートフォリオごとの将来エクスポージャーの分布につき、ポートフォリオ内でリスクの相殺を認め、証拠金を減算することに十分な合理性があるかに留意しつつ、想定損失額の少なくとも片側99%信頼水準をカバーするものとなるなど、十分な水準にあることを確認しているか。

- ⑥ 変動証拠金の算出に当たっては、頻繁に、少なくとも日次で、参加者のポジションを値洗いし、変動証拠金の授受を行うこととしているか。また、必要な場合に清算参加者に当日中に追加資金を預託させる権限を有し、これを行うための体制を整備しているか。
- ⑦ 証拠金算出のモデル等につき、リスク管理の方針に則り、少なくとも、日次のバックテストの実施、月次での証拠金算出モデルの実績等の分析、並びに、年次でのモデルの全般的な検証及び必要に応じた修正を行うこととしているか。  
また、上記の年次での検証及び必要に応じた修正については、III-2-2のリスク管理体制の検証と整合的に行うこととしているか。

### III-2-6 担保制度

#### (1) 意義

担保は、清算機関の信用エクスポージャーを保全して清算機関が抱える信用リスクを削減するのみならず、参加者に対しても、リスク管理のインセンティブを与える意義がある。

一方で、担保の清算価値は、市場環境に応じて変化するものであり、参加者破綻等のストレス下においては、市場価格・流動性が急激に減少することも考えられる。このため、清算機関は、ストレス下において担保の清算価値が保全対象額以上となるよう担保価値に対して慎重な掛目を適用し、また、ストレス下において担保を実際に処分することのできるよう、体制の整備を図る必要がある。

#### (2) 主な着眼点

- ① 一般に、担保として受け入れる資産を、信用リスク・流動性リスク・市場リスクの低いものに限定しているか。
- ② 清算機関は、担保価値の慎重な評価手法を確立した上で担保掛目の設定を行っているか。また、担保掛目は、定期的に検証され、かつ、ストレス時の市場環境を考慮したものとなっているか。
- ③ 清算機関は、担保をプロシクリカルに調整する必要性を抑制するため、ストレス下の市場環境を含めて掛目を算出し、実行可能な範囲でできる限り慎重に、安定的・保守的な掛け目を設定しているか。
- ④ 清算機関は、担保として特定の資産を集中的に保有することとならないような措置を講じているか。
- ⑤ 外国の担保を受け入れる清算機関は、その利用に伴うリスクを軽減し、担保処分を適時に行えることとしているか。

### III-2-7 監督手法・対応

清算機関の財務の健全性やリスク管理体制の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する。

### III-3 業務の適切性

#### III-3-1 法令等遵守

##### III-3-1-1 法令等遵守を確保するための措置

###### （1）法令等遵守に関する方針及び手続等に係る留意点

- ① 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等を策定しているか。
- ② 法令等遵守責任者の権限と責任を明確にし、その機能が十分に発揮される態勢となっているか。
- ③ 法令等遵守関連の情報が、清算業務を行う部門、法令等遵守部門／法令等遵守責任者等の担当者及び経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。

###### （2）内部通報制度に係る留意点

- ① 内部通報制度の担当部署や処理手続を明確に定め、迅速かつ適切に処理・対応が行われる態勢となっているか。
- ② 内部通報の内容について、必要かつ適切な範囲内で情報共有が図られる態勢となっているか。
- ③ 内部通報への対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。
- ④ 内部通報の内容及びその調査結果は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、業務管理体制の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

#### III-3-1-2 公正な参加要件等

###### （1）意義

金融取引における処理等を集中的に行うことで、市場参加者の安定的・効率的な業務運営に資するという清算機関の役割を踏まえれば、清算機関のサービスは、参加者や他の清算機関等に対して公正で開かれたものであるべきである。

同時に、清算機関は自らの財務の健全性を確保し、安定的に清算業務を提供するため、リスクに関する合理的な参加要件を定め、参加者が清算機関にもたらすリスクを管理することが求められる。

## (2) 主な着眼点

- ① 清算機関は、参加者に対して、リスクに関連する合理的な参加要件を設定しているか。
- ② 当該参加要件は、清算対象業務の市場において、清算業務を安定的に提供する等の観点から公正なものであるかにつき検証を行い、当該検証を踏まえた参加要件を公表することとしているか。
- ③ 清算機関は、清算業務で提供を受けた情報の他のサービスへの利用、清算業務に付随するサービスの契約締結等において、自らの地位を濫用することとなっていないか。
- ④ 清算機関は、参加者から適時に財務状況等の報告を受けるなど参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行っているか。また、参加要件を満たさなくなつた参加者について、清算参加の停止や退出を円滑に行うための明確な手続を設け、これを公表しているか。

## (3) 監督手法・対応

参加要件と遵守状況のモニタリングについて問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する。

### III-3-1-3 反社会的勢力による被害の防止

#### (1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、高い公共性を有し、経済的に重要な機能を営む清算機関においては、清算機関自身や役職員のみならず、金融商品市場に参加する様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品市場から排除していくことが求められる。

もとより清算機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、清算機関においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必

要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって清算機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

## (2) 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、清算機関における取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意する。

① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。

ア. 適切な事前審査を実施するなど、反社会的勢力が参加者・取引先となることを防止すること。

イ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

② 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署(以下「反

社会的勢力対応部署」という。) を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

ア. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該清算機関における株主の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。

ウ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。

③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。

ア. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。

イ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。

ウ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。

④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

### (3) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された清算機関の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢につき問題が認められる場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めるこを通じて、清算機関における自主的な改善状況を把握する。その際、反社会的勢

力への資金提供や反社会的勢力との不適切な関係を認識しているにもかかわらず、関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

### III－3－2 業務継続体制

#### (1) 意義

清算機関は、金融商品の債務を集中的に引き受け、多額の取引の決済を行うものであり、テロ、大規模災害等の危機発生時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、適切な業務継続計画の策定等が求められる。

#### (2) 主な着眼点

- ① 平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努めるよう、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。
- ③ 業務継続計画等は、不可欠な情報システムは停止から2時間以内に再開することを、また、障害のあった当日中に決済を完了できることを、目標としたものとなっているか。
- ④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁総務企画局市場課への報告を行なうとともに、清算機関内部の関係組織間の連携を密接に行なう態勢が整備されているか。
- ⑤ 危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っているか。
- ⑥ 電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。

#### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された清算機関の危機管理態勢上の課題について、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めるを通じて、清算機関における自主的な改善状況を把握する。

なお、危機的状況の発生又はその蓋然性が認められる場合には、事態が改善する

までの間、当該清算機関における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、清算機能の確保、参加者をはじめとする関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的に、ヒアリング又は現地の状況等を確認するなどにより実態把握に努めるとともに、必要に応じ金商法第156条の15の規定に基づく報告徴求を行う。

### III－3－3 事務リスク管理

#### （1）意義

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより清算機関等が損失を被るリスクであり、人為的ミスのほか、情報システムや内部手続等によるものなど、多様な要因によるものと考えられる。

清算機関においても、事務リスクに係る管理体制を整備し、業務の健全かつ適切な運営を図ることが重要である。

#### （2）主な着眼点

- ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ② 将来見込まれる事務処理量等も勘案し、一定のサービス水準を達成するために十分な処理能力を備えることとしているか。
- ③ 事務の一部を第三者のサービス業者等に委託・依拠する場合には、外部委託の対象先が、当該業務を清算機関が自ら行う場合に満たすべき要件を充足していることを確認しているか。
- ④ 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手續が明確に定められており、委託先に対する管理が十分に行えるような契約、態勢を構築しているか。

#### （3）監督手法・対応

清算機関における対応に問題が認められる場合には、原因及び改善策について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求ることを通じて、清算機関における自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、事務リスク管理態勢に重大な問題があると認められ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

### III-3-4 システムリスク管理

#### (1) 意義

システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等の、システムの不備等に伴い、清算機関等が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより清算機関等が損失を被るリスクをいう。

清算機関のシステムは、清算等のために不可欠な市場の基盤そのものであり、仮にシステム障害が発生した場合には、清算機関及びシステムに接続する参加者等に損害が生じ、ひいては、金融システム全体に影響を及ぼすこととなりかねない。

このため、清算機関における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。

#### (2) 主な着眼点

##### ① システムリスクに対する認識等

- ア. 取締役会において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- イ. システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となるいるか。

##### ② 適切なリスク管理態勢の確立

- ア. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。
- イ. 具体的基準に従い、管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ウ. 自らの業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

##### ③ システム企画・開発・運用管理

- ア. 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。
- イ. 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ウ. 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- エ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。
- オ. システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。
- カ. 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

④ システム監査

ア. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。

イ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

⑤ 安全対策

ア. 安全対策の基本方針が策定されているか。

イ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑥ 外部委託管理

ア. 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

イ. 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。

ウ. システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

エ. 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

⑦ データ管理態勢

ア. データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。

イ. データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

⑧ コンティンジェンシープラン

ア. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

イ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。

⑨ システム更改等のリスク

ア. 役職員は、新規システムの構築・既存システム更改（以下「システム更改等」という。）のリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

イ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム更改等に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ウ. 業務を外部委託する場合であっても、清算機関自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。

エ. システム更改等に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査

等の第三者機関による評価を活用しているか。

オ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

⑩ 障害発生時の対応等

ア. 投資者や参加者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。

イ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることとしているか。

ウ. 障害発生時に速やかに当局に対する報告を行うこととなっているか。

(3) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務等を通じて把握されたシステムリスク管理態勢上の課題については、清算機関又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めるを通じて、清算機関における自主的な業務改善状況を把握する。

また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる等の場合には、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

② システム更改等時

清算機関がシステム更改等を行う場合には、その態様に応じ、システム更改等実施に向けた具体的な計画、システム更改等のリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求める。

なお、態様が大規模な場合には、当該システム更改等完了までの間、金商法第156条の15の規定に基づく報告を定期的に求める。

(4) システム障害に対する対応

① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式〇）にて当局宛て報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとして（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求める）。

（注）報告すべきシステム障害

その原因の如何を問わず、清算機関又は清算機関から業務の委託を受けた

者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく追加の報告を求め、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第156条の17の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### III－3－5 参加者破綻等への対応手続

#### （1）意義

参加者等が決済不履行又は破綻（以下「破綻等」という。）に陥った場合に、清算機関が、清算機能を円滑に継続するためには、担保処分、損失を補填するための財務資源の手当て、追加の財務資源の手当てが必要となった場合の対応等を、速やかに実施する必要がある。

こうした観点から、破綻等への対応については、清算機関の権限や参加者の義務等を含む手続が、明確に定められていることが求められる。また、こうした手続が実際に参加者破綻等の際に、実務上実行可能であるかにつき、適切な検証を行うことが必要となる。

#### （2）主な着眼点

- ① 参加者の破綻等に際しても、清算機関の債務履行等の業務の円滑な継続を可能とするよう、参加者破綻等の際の財務資源の手当てその他の必要な手続について、業務方法書等において、明確に定めているか。

特に、参加者の破綻等により生じる損失を補償するための財務資源の所要額及び利用順位、事前拠出型の財務資源の手当てでカバーできない損失が生じた場合の追加的徴収の権限及び割当方法について、明確に定めているか。

- ② また、参加者の破綻等への対応に関する手続について、参加者その他の関係者と協働して、定期的に、少なくとも年に1回、検証及び必要に応じた見直しを行

うこととしているか。

- ③ 参加者の破綻等への対応に関する手続に関する職員、参加者その他の関係者との間で、参加者破綻等への対応マニュアル等を整備し、その実行可能性を定期的に検証することとしているか。
- ④ 清算機関は、個別又は複合的な参加者の破綻等に際しても支払債務を適時に決済するための明確な規則・手続を設けているか。

### （3）監督手法・対応

参加者の破綻等への対応手続に関する問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## III－3－6 担保等の管理等

### （1）意義

参加者の破綻・支払停止時における顧客保護の観点から、参加者の顧客のポジション・担保が参加者自身のポジション・担保と分別して管理されることは、重要である。さらに、顧客ごとに区分して保有・管理されることにより、各顧客は参加者や他の顧客の破綻から保護され得ることとなる。

また、上記の前提として、参加者等から差し入れられた担保が、十分に信用力が高い資産として保全されており、また保管先において適切に管理され、危機時に清算機関が当該担保を速やかに利用可能であることが重要である。

勘定移管（ポジション等のある当事者から別の当事者に移転すること）についても、明確かつ有効な勘定移管手続を規定しておくことで、参加者破綻等の際のポジション等移転が円滑に行われ、ストレス時の市場の混乱を抑止する効果が期待される。

### （2）主な着眼点

- ① 清算機関は、参加者の破綻等に伴う支払不能時に、顧客のポジションとこれに関連する担保を安全かつ有効に保有・移転するため、分別管理及び勘定移管を可能とするための規則及び手続を設けているか。
- ② 清算機関は、参加者の顧客のポジションを容易に特定し、関連する担保を分別管理することを可能にする口座構造を採用しているか。

（注）個別口座：清算機関の参加者の顧客の担保を別々に管理する方法

**オムニバス口座：特定の参加者の全ての顧客に帰属する担保を参加者の担保と分別して单一の口座に混載保管する方法**

- ③ 清算機関は、破綻参加者の顧客のポジション・担保を单一又は複数の別の参加者に勘定移管するための規則及び手続を定めているか。
- ④ 清算機関は、参加者の顧客の担保が個別口座・オムニバス口座いずれにより保護されているか等を含め、参加者の顧客のポジションと、関連する担保の分別管理と勘定移管に関する規則・手続を開示しているか。
- ⑤ 受入れ担保の保管先について、当該者の信用力、保管手続等の管理体制、危機時における担保の利用手続等を勘案し、厳格にこれを選定することとしているか。

(注) なお、現物取引については、金商法第119条等の規定において担保の管理方法に係る事項が定められていないが、金商法第43条の2及び第79条の20により、顧客保護の趣旨が達成されていることに留意する。

### (3) 監督手法・対応

担保等の管理等に係る体制等に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。  
さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## III-3-7 参加者の階層構造等に係る留意点

### (1) 意義

清算機関の利用に際し、ある者（間接参加者）が他の者（直接参加者）を通じて、清算機関のシステムを利用する、階層的な参加形態が存在する。こうした階層的な参加形態は、直接参加者を通じて、より多くの参加者に間接参加者として清算業務にアクセスすることを可能とする一方、直接参加者・間接参加者間の関係や業務プロセスの内容によっては、業務構造が複雑化され、様々なリスクが潜在化する可能性がある。清算機関においては、こうした階層的な参加形態に内在するリスクを特定し、適切な管理体制を構築していくことが必要である。

### (2) 主な着眼点

- ① 清算機関は、規則・手続等において、間接参加に関する基本的な情報の収集など、階層的な参加形態に係るリスクを特定し、管理するための方策を講じているか。

- ② 上記の情報収集等を通じて把握した、財務の状況に比較して間接参加者分のポジションの比率が大きい直接参加者、極めて多数の顧客の清算取次ぎを行う直接参加者等については、そのリスクの検証を行うこととしているか。
- ③ 清算機関は、間接参加者が破綻した場合に生じ得る清算機関に対するリスクを定期的に検証し、必要かつ適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を講じているか。

### (3) 監督手法・対応

参加者の階層構造等から生じるリスクの管理体制の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めるにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## III－3－8 情報開示の適切性等

### (1) 意義

清算機関においては、参加者や参加予定者が、清算制度への参加から生ずるリスクと責任を明確に認識し、十分に理解することができるよう、十分な情報を提供することが重要である。

また、参加者等への十分な情報提供の観点から、参加者等の権利・義務及びリスクに係る重要な手続等については、業務方法書等の規則・手続に明記し、併せてこれを公表することが、重要である。

### (2) 主な着眼点

- ① 清算機関は、明確かつ包括的な規則・手続を策定し、参加者に開示しているか。また、主要な規則・手続等については、これを公表することとしているか。
- ② 上記の規則・手続等については、参加者が清算機関への参加から生じるリスクを評価できるよう、清算機関と参加者の権利・義務について明瞭な記述を行っているか。
- ③ 清算機関は、有償で行う業務と無償で行う業務とを明確にし、個別サービスの料金・内容を公表しているか。

### (3) 監督手法・対応

清算機関による主要な規則等の開示に問題が認められる場合には、原因及び改善

策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令を発出する。

### III-4 諸手続

#### III-4-1 業務方法書認可等に係る留意点

##### (1) 意義

業務方法書には、清算機関の業務のあり方とともに、当局認可を前提として、参加者の要件等、清算機関が参加者に行うことのできる措置など、当該清算機関における清算制度の基本的な事項が盛り込まれている。

上記を踏まえ、清算機関においては、参加者・参加者の顧客等が、円滑な金融取引の支払・清算を継続的・安定的に行うことができるよう、業務方法書の規則・手続等を明瞭に規定し、その根拠及び性質を明確化することが求められる。

##### (2) 主な着眼点

- ① 業務方法書の作成・変更（以下「変更等」という。）に当たっては、業務方法書及び下位規則等も含めた清算制度の全体が、法令等と整合的であることを確認しているか。
- ② 清算機関は、少なくとも当局の認可の後で、又は必要に応じ当局の認可の前に、当該業務方法書の変更等につき、明確かつ理解しやすい形で参加者・参加者の顧客等に開示・説明することとしているか。
- ③ 清算機関は、当該説明に当たっては、参加者の破綻等の際の契約の有効性及び優先性などについて、清算等の契約に係る関連法規上の根拠及び適用関係を整理して、説明することとしているか。
- ④ 外国からの参加者が存在する場合や、海外に清算に係る担保等の資産を保有している場合には、当該国の法令等を確認するなど、破綻等の際に契約の有効性が損なわれることとなるいか等の法令の差異に係るリスクを確認しているか。
- ⑤ 上記の確認や説明に当たっては、必要に応じ、外部の専門家を活用するなどにより、当該確認や説明の正確性に配慮した取扱いとしているか。
- ⑥ 業務方法書等の規則において、決済がいつの時点でファイナルとなるのか、規則・手続で明確にしているか。また、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて、明確にしているか。
- ⑦ これらの定めが、法令等と整合的であることを確認し、参加者・参加者の顧客等に説明しているか。

#### III-4-2 兼業承認に係る留意点

## (1) 趣旨

清算機関の健全性が確保されない場合には、当該清算機関の業務の安定性が損なわれるのみならず、当該清算機関の経営不安等を通じ、金融システム全体の健全性を損なう恐れがある（システム・リスク）。

こうした高い公共性に鑑み、清算機関には、本業以外の業務からのリスク遮断等を目的として、金融商品債務引受業及びその附帯業務<sup>(注)</sup>に専念し、原則として他業を行うことはできないものとされている（金商法第156条の6第2項）。

一方で、金融商品債務引受業及び附帯業務以外であっても、こうした本来業務以外のサービスを提供することが決済システム全体の利便性・安定性向上等に寄与することもあり得る等の観点から、金融商品債務引受業に関連する業務又は商品取引債務引受業等及びこれに附帯する業務であって、金融商品債務引受業を適正かつ確実に行うことにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、関連業務として、承認を受けて行うことができるものとされている。

（注）附帯業務の内容については、金融商品債務引受業の目的が、債権・債務のネットティングを経て最終的にはその決済を行うことを目的としていることを踏まえ、個々の業務ごとに検証する必要があるが、例えば、債務引受けのための売買データの受信、清算対象取引に係る売買照合機能の提供、決済指図の配信など、金融商品債務引受業を円滑に遂行する上で、一体的に遂行することが必要であるもの等が該当するものと考えられる。

## (2) 承認申請

承認申請に当たっては、清算機関から、金融商品取引清算機関等に関する内閣府令第15条第1項に規定する承認申請書（別紙様式〇）及び同条第2項各号に掲げる添付書類の提出を受けるものとする。

## (3) 承認審査

承認審査に当たっては、個々の事例に応じて、当該清算機関が金融商品債務引受業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないか等の観点から承認の適切性について判断する必要があるが、具体的には、以下の観点から承認審査を行うものとする。

- ① 清算機関に損失を生じさせ、経営に影響を及ぼす蓋然性が高くないか。
- ② 清算機関に及ぼすリスクが特定され、適切に管理する体制が整備されているか。
- ③ 清算業務の運営の公正性、中立性に対する信頼が損なわれる又は清算機関としての社会的信用を損なうおそれがないか。
- ④ 業務量が金融商品債務引受業の適切な運営に支障を及ぼすものではないか。

- ⑤ その業務の内容及び性質に照らして、金融商品債務引受業の円滑な運用に資するものか。また、参加者・参加者の顧客等の利便性の向上を通じ、有価証券等の円滑な流通に資するものであるか。

#### (4) 承認付与後の監督手法・対応

清算機関は、迅速・確実な決済手段を確保する重要な社会的インフラであり、他業の運営を理由として、清算機関に対する信頼を損ねること等によって本来業務の健全かつ適切な運営に支障を生じさせることのないよう、継続的なモニタリングが求められる。

他業を営むことにより本来業務の健全かつ適切な運営に支障が生じている又は生じるおそれがある場合には、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の15の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の16の規定に基づく業務改善命令等の処分を行うことを検討する。

## IV. 監督上の評価項目と諸手続（資金清算機関）

### IV-1 経営管理（ガバナンス）

#### IV-1-1 経営管理体制

##### （1）意義

資金清算機関の業務が複雑化し、より一層適切なリスク管理等が求められる中で、資金清算機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、資金清算機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会又は理事会、監査役会又は監事といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、取締役等（取締役若しくは監査役若しくは会計参与又は理事若しくは監事をいう。）及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

（注）委員会設置会社である場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

##### （2）主な着眼点

###### [代表取締役又は代表理事]

- ① 法令等遵守を経営上の中核課題の一つとして位置付け、代表取締役又は代表理事が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役又は代表理事は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

###### [取締役・取締役会又は理事・理事会]

- ① 取締役又は理事は、業務執行にあたる代表取締役又は代表理事の独断専行をけん制・抑止し、取締役会又は理事会における業務執行の意思決定及び取締役又は理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 社外取締役又は外部理事が選任されている場合には、社外取締役又は外部理事は、経営の意思決定の客觀性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極

的に取締役会又は理事会に参加しているか。また、社外取締役又は外部理事の選任議案を決定する場合には、社外取締役又は外部理事に期待される役割を踏まえ、資金清算機関との人的関係、資本的関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。また、社外取締役又は外部理事が取締役会又は理事会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- ③ 取締役会又は理事会は、例えば、法令等遵守や信用リスク管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ④ 取締役会又は理事会は、資金清算機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会又は理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役会又は理事会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役又は理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役会又は理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ隨時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

#### [監査役・監査役会又は監事]

- ① 監査役・監査役会又は監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役・監査役会又は監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ④ 監査役・監査役会又は監事は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

#### [内部監査部門]

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、資金清算機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会又は代表理事及び理事会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

#### [外部監査の活用]

- ① 実効性ある外部監査が、資金清算機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等が適切に取り扱われているか。

#### (3) 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

- ① 総合的なヒアリング（Ⅱ－1－1（1）参照）  
総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。
- ② 日常の監督事務を通じた経営管理の検証  
上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ等の日常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することとする。
- ③ モニタリング結果の記録  
上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。
- ④ 監督手法・対応

資金清算機関において、経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

#### IV-1-2 資金清算機関の役員

##### (1) 主な着眼点

資金清算機関の役員の選任議案の決定プロセス等においては、資金清算業の公共性を維持するとの観点から、以下の点に留意して検証する。

- ① 欠格事由（資金決済法第66条第2項第4号イからホまで）のいずれかに該当するか又は免許時既に該当していた者でないこと。
- ② 資金清算業又はこれに関連する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 資金清算業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

##### (2) 監督手法・対応

資金清算機関の役員が、①資金決済法第66条第2項第4号イからホまでに該当することとなったとき又は免許時既に該当していたことが判明したとき、②不正の手段により資金清算機関の役員となった者であることが判明したとき、③法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき又は違反したことが判明したときは、資金決済法第67条第3項又は第82条第2項の規定に基づき、当該役員の解任命令等の処分を検討する。

併せて、当該役員又は委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求め、さらに、当該資金清算機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、業務改善命令（資金決済法第81条）等の処分を検討する。

#### IV-1-3 人的構成

##### (1) 主な着眼点

資金清算機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、資金清算業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 資金決済法及び関連諸規則や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに資金清算業の適正かつ確実な遂行に必要となる法令等遵守態勢及びリスク管理に関する十分な知識・経験を有している者を確保しているか。
- ② 暴力団員でないか（過去に暴力団員であった場合を含む。）又は暴力団と密接な関係を有する者ではないか。
- ③ 資金決済法等わが国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ⑤ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。

## （2）監督手法・対応

上記①から⑤までに掲げる要素は、資金清算機関が資金清算業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成を有していると認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは資金清算機関自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、資金清算機関の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、資金清算機関の業務の運営に関し資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、当該人的構成に関する資金清算機関の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求める。

報告徴求の結果、資金清算機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

## IV-2 財務の健全性

### IV-2-1 資本の充実

#### (1) 意義

資金清算機関が、信用・流動性リスク等に係る適切なリスク管理体制を整備しつつ、経営の態様に応じた十分な財務基盤を保有することは、資金清算機関に対する参加者等の信任を確保し、資金清算機関が継続的・安定的に業務運営を行う上で重要である。

このため、資金清算機関においては、各種のリスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持すべきである。

また、リスク特性に照らした資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

#### (2) 主な着眼点

##### [取締役・取締役会又は理事・理事会]

- ① 取締役又は理事は、自社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な資本の水準との関係について理解しているか。
- ② 取締役及び取締役会又は理事及び理事会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、自社の経営課題を踏まえた適切な資本計画を策定しているか。
- ③ 取締役又は理事は、上記資本計画の策定、資本の充実の程度を評価するプロセス、及び十分な資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。

##### [資本の充実の評価]

- ① 上記資本計画の策定に当たっては、事業環境の変化等を踏まえ行われる包括的なリスク管理において計測したリスクとの対比において充実したものとなっているかについて、評価が行われているか。
- ② 純資産の額など、営業上のリスクに備えて保有すべき金額については、信用リスク、流動性リスクなどの参加者破綻に備えることを目的に手当てしている財源を控除した上で、少なくとも減価償却費を控除した営業費用の6ヶ月分に相当する額を確保することとし、また、当該金額が自社の業務の継続を確実なものとする観点から十分な水準にあるかを検証しているか。
- ③ 自己資本についても、例えば、現金・現金等価物を中心とする等によりリストレスシナリオ下で容易に流動化することできるかなど、適切な検証を行っているか。

- ④ 仮に資本の水準が自社の業務の継続を不確実なものとする水準に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を有しているか。

#### IV-2-2 包括的なリスク管理の体制

##### (1) 意義

銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算を集中的に行う資金清算機関は、信用リスク、流動性リスク等の、その為替取引に基づく債務の負担等から直接に発生するリスクに止まらず、システムリスク、事務リスクなど、多様なリスクに直面している。資金清算機関においては、これらのリスクが自らの財務の健全性等に影響を与えるものがないかを包括的に確認し、適切なリスク管理体制を整備していくことが求められる。

資金清算機関のリスク管理の枠組みについては、各資金清算機関がそれぞれの実態に応じた精度の高い仕組みを構築することが期待される。

また、清算参加者である金融機関等が、資金清算機関に資金決済機能や流動性供給機能を果たすこととされている場合には、当該金融機関等が資金清算機関の健全性に及ぼす影響は上記信用リスクの顕在化等に止まらないことを踏まえ、資金清算機関においては、当該金融機関等との間でのリスクを包括的に特定することが重要である。

##### (2) 主な着眼点

- ① 多様なリスクを包括的に把握するため、全てのリスクを洗い出し、特定した上で、可能な場合には計量的なリスク管理の対象として、リスクカテゴリーを適切に決定しているか。
- ② 必要に応じて、計量化の範囲及び精度を向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの重要性や相関等について、適切性を確保すべく検討を行っているか。
- ③ 取締役会又は理事会は、資金清算機関全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、定期的に、少なくとも年次で、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。加えて、取締役会又は理事会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 取締役会又は理事会等は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑤ 資金決済機能を日本銀行以外の金融機関に委ねる場合には、当該資金決済金融

機関の信用力、資本、流動資産等の状況を適時に把握し、当該資金決済銀行に対して過度に信用・流動性リスクを集中させていないか等の観点から、リスク管理の包括的な検証・管理を行うこととしているか。

#### IV-2-3 信用リスク管理

##### (1) 意義

資金清算機関は、支払・清算の過程において、清算参加者、決済銀行等の取引関係者の財務状況悪化や決済不履行等により損失を被るリスクを負っている。

特に、参加者が破綻した場合などには、参加者間の急速な信用収縮等が資金清算に深刻な混乱を引き起こす可能性が存在する。

このため、資金清算機関は、参加者に対する信用エクスポージャーを的確に管理し、担保管理等の手法を組み合わせ、参加者の債務不履行等から生じる潜在的な損失を制限し、自ら及び他の参加者の損失を極小化することが求められる。

##### (2) 主な着眼点

- ① 資金清算機関は、参加者に対する信用エクスポージャーなど、自社の行う資金清算業務の過程で生じる信用リスクを管理するための方針を定めているか。
- ② 資金清算機関は、信用リスクの源泉を特定し、信用リスク量を定期的に計測し、信用リスクを管理するための方針の遵守状況を把握し、必要に応じ、リスク量の削減等の措置を講じることとしているか。
- ③ 信用リスクを管理するための方針の策定に当たっては、必要に応じ、参加者その他の外部有識者を活用するなど、当該方針の妥当性等を確保するための措置を講じているか。また、その作成後も、外部環境の変化等に応じ定期的に、少なくとも年次で、その妥当性等を検証し、必要に応じ見直しを行うこととしているか。
- ④ 資金清算機関は、担保やこれと同等の事前拠出型の財務資源を用いて、各参加者に対する信用エクスポージャーを高い信頼水準でカバーしているか。具体的には、IV-2-5にある担保制度を実施すること等により、必要な事前拠出型の財務資源を確保することとしているか。

#### IV-2-4 流動性リスク管理

##### (1) 意義

取引相手が将来いずれかの時点で債務を履行し得る場合にも、これらの者が限られた期日どおりに決済できない場合には、資金清算機関に当該債務の不履行による損失が生じることとなる（流動性リスク）。

こうした場合には、資金清算機関が自らの流動的な資産によって当該債務不履行等に係る資金不足をカバーし、決済を完了する必要が生じるため、資金清算機関において、流動性リスクの把握とこれに応じた流動的な資産の確保等により、流動性リスクを的確に管理することが求められる。

## (2) 主な着眼点

- ① 資金清算機関は、自社の行う清算業務の過程で生じる流動性リスクを管理するための方針を定めているか。また、決済及び資金調達フローを継続的・適時に監視するために実効性のある運用方法や分析手段を有しているか。
- ② 資金清算機関は、極端であるが現実に起こり得る市場環境を念頭におき、以下のいずれかのストレスシナリオを十分にカバーするだけの流動的資源を有しているか。
  - ア. 最大の流動資源を必要とする2先の参加者（単体ベース）<sup>(注1)</sup>の破綻
  - イ. 最大の流動資源を必要とする1先の参加者（連結ベース）<sup>(注2)</sup>の破綻

（注1）当該参加者の関係会社等（当該参加者の子会社及び関連会社並びに当該参加者の親会社、当該親会社の子会社及び当該親会社の関連会社のことを指す）を含まないで算出された額をいう。

（注2）当該参加者の関係会社等を含み算出された額をいう。
- ③ 流動的な資産を、日本銀行や金融機関への預金、コミットメントラインなど、資金調達に係る事前の取決めが存在し、危機時においても直ちに利用でき、現金化できるものに限ることとしているか。
- ④ 流動的な資産の供給主体についても、当該主体が自らの資金流動性リスクを的確に管理する体制を整備していることなど、事前の取極めに基づき流動性を供給できる能力を有していることを、十分に確認しているか。
- ⑤ 日本銀行の口座や資金決済サービス、証券決済サービスにアクセスできる場合には、それが実務に適している場合、資金流動性リスク管理を強化するために、こうしたサービスを利用することとしているか。
- ⑥ 上記の流動性財務資源について、以下の点に留意しつつ、厳格なストレステスト等により、その十分性を定期的に検証しているか。
  - ア. ストレステストの実施に当たっては、複数参加者の破綻、参加者破綻時の市場の逼迫など、極端であるが現実に起こり得る市場環境を様々な想定したフォワードルッキングなシナリオを含め実施することとしているか。
  - イ. リスク管理の方針に則り、事前に決定されたシナリオ、モデル、パラメータ等を用いて、ストレステスト及びバックテストを日次で実施しているか。当該テストの結果を、内部の適切な意思決定者に報告し、財務資源の十分性を評価し、必要に応じ追加資源を確保するための明確な手續を策定しているか。

- ウ. 採用しているシナリオ、モデル、パラメータ等の適切性につき、少なくとも月次で、詳細な分析を行っているか。また、流動性低下、参加者のポジションの規模・集中度の著しい増大などにより必要と認められる場合に、シナリオ等の分析をより頻繁に行うこととしているか。
- エ. また、少なくとも年次で、上記リスクを管理するための方針の検証と併せて、リスク管理モデル全般について、全面的な検証及び、必要に応じ修正を行うこととしているか。

#### IV-2-5 担保制度

##### (1) 意義

担保は、資金清算機関の信用エクスポートヤーを保全して資金清算機関が抱える信用リスクを削減するのみならず、参加者に対しても、リスク管理のインセンティブを与える意義がある。

一方で、担保の清算価値は、市場環境に応じて変化するものであり、参加者破綻等のストレス下においては、市場価格・流動性が急激に減少することも考えられる。

このため、資金清算機関は、ストレス下において担保の清算価値が保全対象額以上となるよう担保価値に対して慎重な掛け目を適用し、また、ストレス下において担保を実際に処分することのできるよう、体制の整備を図る必要がある。

##### (2) 主な着眼点

- ① 一般に、担保として受け入れる資産を、信用リスク・流動性リスク・市場リスクの低いものに限定しているか。
- ② 資金清算機関は、担保価値の慎重な評価手法を確立した上で担保掛け目の設定を行っているか。また、担保掛け目は、定期的に検証され、かつ、ストレス時の市場環境を考慮したものとなっているか。
- ③ 資金清算機関は、担保をプロセスクリカルに調整する必要性を抑制するため、ストレス下の市場環境を含めて掛け目を算出し、実行可能な範囲でできる限り慎重に、安定的・保守的な掛け目を設定しているか。
- ④ 資金清算機関は、担保として特定の資産を集中的に保有することとならないような措置を講じているか。
- ⑤ 外国の担保を受け入れる資金清算機関は、その利用に伴うリスクを軽減し、担保処分を適時に行えることとしているか。

#### IV-2-6 監督手法・対応

資金清算機関の財務の健全性やリスク管理体制の状況に問題が認められる場合には、

原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第 80 条第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、資金決済法第 81 条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## IV-3 業務の適切性

### IV-3-1 法令等遵守

#### IV-3-1-1 法令等遵守を確保するための措置

##### (1) 法令等遵守に関する方針及び手続等に係る留意点

- ① 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等を策定しているか。
- ② 法令等遵守責任者の権限と責任を明確にし、その機能が十分に発揮される態勢となっているか。
- ③ 法令等遵守関連の情報が、清算業務を行う部門、法令等遵守部門／法令等遵守責任者等の担当者及び経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。

##### (2) 内部通報制度に係る留意点

- ① 内部通報制度の担当部署や処理手続を明確に定め、迅速かつ適切に処理・対応が行われる態勢となっているか。
- ② 内部通報の内容について、必要かつ適切な範囲内で情報共有が図られる態勢となっているか。
- ③ 内部通報への対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。
- ④ 内部通報の内容及びその調査結果は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、業務管理体制の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

#### IV-3-1-2 公正な参加要件等

##### (1) 意義

金融取引における処理等を集中的に行うことで、参加者の安定的・効率的な業務運営に資するという資金清算機関の役割を踏まえれば、資金清算機関のサービスは、参加者や他の資金清算機関等に対して公正で開かれたものであるべきである。

同時に、資金清算機関は自らの財務の健全性を確保し、安定的に資金清算業務を提供するため、リスクに関連する合理的な参加要件を定め、参加者が資金清算機関にもたらすリスクを管理することが求められる。

## （2）主な着眼点

- ① 資金清算機関は、参加者に対して、リスクに関連する合理的な参加要件を設定しているか。
- ② 当該参加要件は、資金清算業務を安定的に提供する等の観点から公正なものであるかにつき検証を行い、当該検証を踏まえた参加要件を公表することとしているか。
- ③ 資金清算機関は、資金清算業務で提供を受けた情報の他のサービスへの利用、関連サービスの契約締結等において、自らの地位を濫用することとなっていないか。
- ④ 資金清算機関は、参加者から適時に財務状況等の報告を受けるなど参加要件の遵守状況のモニタリングを継続的に行っているか。また、参加要件を満たさなくなった参加者について、資金清算参加の停止や退出を円滑に行うための明確な手続を設け、これを公表しているか。

## （3）監督手法・対応

参加要件と遵守状況のモニタリングについて問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときは、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## IV－3－1－3 反社会的勢力による被害の防止

### （1）意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、高い公共性を有し、経済的に重要な機能を営む資金清算機関においては、資金清算機関自身や役職員のみならず、参加者等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより資金清算機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、資金清算機関においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせるることは、かえって資金清算機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

## (2) 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、資金清算機関における取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意する。

① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。

ア. 適切な事前審査を実施するなど、反社会的勢力が参加者・取引先となることを防止すること。

イ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

② 反社会的勢力対応部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ア. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。
  - イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該資金清算機関における株主の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。
  - ウ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役又は理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。
- ア. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役又は理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。
  - イ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。
  - ウ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事件化も躊躇しない対応を行うこと。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

### (3) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された資金清算機関の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢につき問題が認められる場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、資金清算機関における自主的な改善状況を把握する。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて

脆弱であり、資金清算業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

#### IV-3-2 業務継続体制

##### (1) 意義

資金清算機関は、銀行等の間で生じた為替取引に基づく債務を集中的に引き受け、多額の為替取引の決済を行うものであり、テロ、大規模災害等の危機発生時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、適切な業務継続計画の策定等が求められる。

##### (2) 主な着眼点

- ① 平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努めるよう、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。
- ③ 業務継続計画等は、不可欠な情報システムは停止から2時間以内に再開すること（バックアップシステムでは直ちに処理を開始できること）を、また、障害のあった当日中に決済を完了できることを、目標としたものとなっているか。
- ④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁監督局銀行第一課への報告を行なうとともに、資金清算機関内部の関係組織間の連携を密接に行なう態勢が整備されているか。
- ⑤ 危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っているか。
- ⑥ 電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。

##### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された資金清算機関の危機管理態勢上の課題について、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めるを通じて、資金清算機関における自主的な改善状況を把握する。

なお、危機的状況の発生又はその蓋然性が認められる場合には、事態が改善する

までの間、当該資金清算機関における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、資金清算機能の確保、参加者をはじめとする関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的に、ヒアリング又は現地の状況等を確認するなどにより実態把握に努めるとともに、必要に応じ資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告徴求を行う。

#### IV－3－3 事務リスク管理

##### （1）意義

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより参加者や資金清算機関が損失を被るリスクであり、人為的ミスのほか、情報システムや内部手続等によるものなど、多様な要因によるものと考えられる。

資金清算機関においても、事務リスクに係る管理体制を整備し、業務の健全かつ適切な運営を図ることが重要である。

##### （2）主な着眼点

- ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ② 将来見込まれる事務処理量等も勘案し、一定のサービス水準を達成するために十分な処理能力を備えることとしているか。
- ③ 事務の一部を第三者のサービス業者等に委託・依拠する場合には、外部委託の対象先が、当該業務を資金清算機関が自ら行う場合に満たすべき要件を充足していることを確認しているか。
- ④ 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手續が明確に定められており、委託先に対する管理が十分に行えるような契約、態勢を構築しているか。

##### （3）監督手法・対応

資金清算機関における対応に問題が認められる場合には、原因及び改善策について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めるを通じて、資金清算機関における自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、事務リスク管理態勢に重大な問題があると認められ、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

## IV-3-4 システムリスク管理

### (1) 意義

システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等の、システムの不備等に伴い、資金清算機関等が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより資金清算機関等が損失を被るリスクをいう。

資金清算機関のシステムは、資金清算等のために不可欠な市場の基盤そのものであり、仮にシステム障害が発生した場合には、資金清算機関及びシステムに接続する参加者等に損害が生じ、ひいては、金融システム全体に影響を及ぼすこととなりかねない。

このため、資金清算機関における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。

### (2) 主な着眼点

#### ① システムリスクに対する認識等

- ア. 取締役会又は理事会等において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- イ. システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となっているか。

#### ② 適切なリスク管理態勢の確立

- ア. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。
- イ. 具体的基準に従い、管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ウ. 自らの業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

#### ③ システム企画・開発・運用管理

- ア. 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会又は理事会の承認を受けているか。
- イ. 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ウ. 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- エ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。
- オ. システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加する

など、適切かつ十分にテストを行っているか。

カ. 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

④ システム監査

ア. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。

イ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

⑤ 安全対策

ア. 安全対策の基本方針が策定されているか。

イ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑥ 外部委託管理

ア. 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

イ. 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。

ウ. システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

エ. 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

⑦ データ管理態勢

ア. データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。

イ. データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

⑧ コンティンジェンシープラン

ア. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

イ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。

⑨ システム更改等のリスク

ア. 役職員は、システム更改等のリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

イ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム更改等に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ウ. 業務を外部委託する場合であっても、資金清算機関自らが主体的に関与する

態勢を構築しているか。

エ. システム更改等に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

オ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

⑩ 障害発生時の対応等

ア. 参加者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。

イ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることとしているか。

ウ. 障害発生時に速やかに当局に対する報告を行うこととなっているか。

(3) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務等を通じて把握されたシステムリスク管理態勢上の課題については、資金清算機関又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて資金決済法第80条の規定に基づく報告を求めるを通じて、資金清算機関における自主的な業務改善状況を把握する。

また、資金清算業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる等の場合には、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

② システム更改等時

資金清算機関がシステム更改等を行う場合には、その態様に応じ、システム更改等実施に向けた具体的な計画、システム更改等のリスクに係る内部管理態勢(内部監査を含む。)、その他の事項について資料の提出を求める。

なお、態様が大規模な場合には、当該システム更改等完了までの間、資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を定期的に求める。

(4) システム障害に対する対応

① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式〇)にて当局宛て報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとしている(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求める)。

(注) 報告すべきシステム障害

その原因の如何を問わず、資金清算機関又は資金清算機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他参加者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく追加の報告を求め、資金清算業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、資金決済法第81条の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

#### IV-3-5 参加者破綻等への対応手続

##### （1）意義

参加者等が破綻等に陥った場合に、資金清算機関が、資金清算機能を円滑に継続するためには、担保処分、損失を補填するための財務資源の手当て、追加の財務資源の手当てが必要となった場合の対応等を、速やかに実施する必要がある。

こうした観点から、破綻等への対応については、資金清算機関の権限や参加者の義務等を含む手続が、明確に定められていることが求められる。また、こうした手続が実際に参加者破綻等の際に、実務上実行可能であるかにつき、適切な検証を行うことが必要となる。

##### （2）主な着眼点

- ① 参加者の破綻等に際しても、資金清算機関の債務履行等の業務の円滑な継続を可能とするよう、参加者破綻等の際の財務資源の手当てその他の必要な手続について、業務方法書等において、明確に定めているか。

特に、参加者の破綻等により生じる損失を補償するための財務資源の所要額及び利用順位、事前拠出型の財務資源の手当てでカバーできない損失が生じた場合

の追加的徴収の権限及び割当方法について、明確に定めているか。

- ② また、参加者の破綻等への対応に関する手続について、参加者その他の関係者と協働して、定期的に、少なくとも年に1回、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。
- ③ 参加者の破綻等への対応に関する手続に関与する職員、参加者その他の関係者との間で、参加者破綻等への対応マニュアル等を整備し、その実行可能性を定期的に検証することとしているか。
- ④ 資金清算機関は、個別又は複合的な参加者の破綻等に際しても、支払債務を適時に決済するための明確な規則・手続を設けているか。

### （3）監督手法・対応

参加者の破綻等への対応手続に関する問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求ることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときは、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## IV-3-6 担保等の管理等

### （1）意義

資金清算機関の財務の健全性確保等のためには、参加者等から差し入れられた担保が、十分に信用力が高い資産として保全されており、また保管先において適切に管理され、危機時に資金清算機関が当該担保を速やかに利用可能であることが重要である。

### （2）主な着眼点

受け入れ担保の保管先について、当該者の信用力、保管手続等の管理体制、危機時における担保の利用手続等を勘案し、厳格にこれを選定することとしているか。

### （3）監督手法・対応

担保等の管理等に係る体制等に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求ることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときは、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

#### IV-3-7 参加者の階層構造等に係る留意点

##### (1) 意義

資金清算機関の利用に際し、ある者（間接参加者）が他の者（直接参加者）を通じて、資金清算機関のシステムを利用する、階層的な参加形態が存在する。こうした階層的な参加形態は、直接参加者を通じて、より多くの参加者に間接参加者として資金清算業務にアクセスすることを可能とする一方、直接参加者・間接参加者間の関係や業務プロセスの内容によっては、業務構造が複雑化され、様々なリスクが潜在化する可能性がある。資金清算機関においては、こうした階層的な参加形態に内在するリスクを特定し、適切な管理体制を構築していくことが必要である。

##### (2) 主な着眼点

- ① 資金清算機関は、規則・手続等において、間接参加に関する基本的な情報の収集など、階層的な参加形態に係るリスクを特定し、管理するための方策を講じているか。
- ② 上記の情報収集等を通じて把握した、財務の状況に比較して間接参加者分のポジションの比率が大きい直接参加者、多数の金融機関から決済の委託を受けている直接参加者等については、そのリスクの検証を行うこととしているか。
- ③ 資金清算機関は、間接参加者が破綻した場合に生じ得る資金清算機関に対するリスクを定期的に検証し、必要かつ適切な場合には、こうしたリスクの軽減措置を講じているか。

##### (3) 監督手法・対応

参加者の階層構造等から生じるリスクの管理体制の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときは、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

#### IV-3-8 情報開示の適切性等

##### (1) 意義

資金清算機関においては、参加者や参加予定者が、資金清算制度への参加から生ずるリスクと責任を明確に認識し、十分に理解することができるよう、十分な情報を提供することが重要である。

また、参加者等への十分な情報提供の観点から、参加者等の権利・義務及びリスクに係る重要な手続等については、業務方法書等の規則・手続に明記し、併せてこれを公表することが、重要である。

#### (2) 主な着眼点

- ① 資金清算機関は、明確かつ包括的な規則・手続を策定し、参加者に開示しているか。また、主要な規則・手続等については、これを公表することとしているか。
- ② 上記の規則・手続等については、参加者が資金清算機関への参加から生じるリスクを評価できるよう、資金清算機関と参加者の権利・義務について明瞭な記述を行っているか。
- ③ 資金清算機関は、有償で行う業務と無償で行う業務とを明確にし、個別サービスの料金・内容を公表しているか。

#### (3) 監督手法・対応

資金清算機関による主要な規則等の開示に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときは、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## IV－4 諸手続

### IV－4－1 業務方法書認可等に係る留意点

#### (1) 意義

業務方法書には、資金清算機関の業務のあり方とともに、当局認可を前提として、参加者の要件等、資金清算機関が参加者に行うことのできる措置など、当該資金清算機関における清算制度の基本的な事項が盛り込まれている。

上記を踏まえ、資金清算機関においては、参加者が、円滑な為替取引に係る債権債務の清算を継続的・安定的に行うことができるよう、業務方法書の規則・手続等を明瞭に規定し、その根拠及び性質を明確化することが求められる。

#### (2) 主な着眼点

- ① 業務方法書の変更等に当たっては、業務方法書及び下位規則等も含めた資金清算制度の全体が、法令等と整合的であることを確認しているか。
- ② 資金清算機関は、少なくとも当局の認可の後で、又は必要に応じ当局の認可の前に、当該業務方法書の変更等につき、明確かつ理解しやすい形で参加者・参加者の顧客等に開示・説明することとしているか。
- ③ 資金清算機関は、当該説明に当たっては、参加者の破綻等の際の契約の有効性及び優先性などについて、資金清算等の契約に係る関連法規上の根拠及び適用関係を整理して、説明することとしているか。
- ④ 外国からの参加者が存在する場合や、海外に資金清算に係る担保等の資産を保有している場合には、当該国の法令等を確認するなど、破綻等の際に契約の有効性が損なわれることとなるいか等の法令の差異に係るリスクを確認しているか。
- ⑤ 上記の確認や説明に当たっては、必要に応じ、外部の専門家を活用するなどにより、当該確認や説明の正確性に配慮した取扱いとしているか。
- ⑥ 業務方法書等の規則において、決済がいつの時点でファイナルとなるのか、規則・手続で明確にしているか。また、決済未了の支払・振替指図・その他の債務を参加者がいつの時点以降に取り消すことができなくなるのかについて、明確にしているか。
- ⑦ これらの定めが、法令等と整合的であることを確認し、参加者・参加者の顧客等に説明しているか。

### IV－4－2 兼業承認に係る留意点

### (1) 趣旨

資金清算機関の健全性が確保されない場合には、当該資金清算機関の業務の安定性が損なわれるのみならず、当該資金清算機関の経営不安等を通じ、金融システム全体の健全性を損なう恐れがある（システム・リスク）。

こうした高い公共性に鑑み、資金清算機関には、本業以外の業務からのリスク遮断等を目的として、資金清算業及びその関連業務<sup>(注)</sup>に専念し、原則として他業を行うことはできないものとされている（資金決済法第69条第1項）。

一方で、資金清算業及び関連業務以外であっても、こうした本来業務以外のサービスを提供することが決済システム全体の利便性・安定性向上等に寄与することもあり得る等の観点から、資金清算業を適正かつ確実に行うことにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、承認を受けて行うことができるものとされている。

（注）関連業務の内容については、資金清算業の目的が、銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算を目的としていることを踏まえ、個々の業務ごとに検証する必要があるが、例えば、為替取引の支払指図情報の送受信、受払差額の決済情報の送受信や、これらを処理する情報システムの維持・管理等、資金清算業と関連性を有する周辺事務が該当するものと考えられる。

### (2) 承認申請

承認申請に当たっては、資金清算機関から、資金清算機関に関する内閣府令第5条第1項に規定する承認申請書（別紙様式〇）及び同条第2項各号に掲げる添付書類の提出を受けるものとする。

### (3) 承認審査

承認審査に当たっては、個々の事例に応じて、当該資金清算機関が資金清算業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないか等の観点から承認の適切性について判断する必要があるが、具体的には、以下の観点から承認審査を行うものとする。

- ① 資金清算機関に損失を生じさせ、経営に影響を及ぼす蓋然性が高くないか。
- ② 資金清算機関に及ぼすリスクが特定され、適切に管理する体制が整備されているか。
- ③ 清算業務の運営の公正性、中立性に対する信頼が損なわれる又は資金清算機関としての社会的信用を損なうおそれがないか。
- ④ 業務量が資金清算業の適切な運営に支障を及ぼすものではないか。

#### （4）承認付与後の監督手法・対応

資金清算機関は、迅速・確実な決済手段を確保する重要な社会的インフラであり、他業の運営を理由として、資金清算機関に対する信頼を損ねること等によって本来業務の健全かつ適切な運営に支障を生じさせることのないよう、継続的なモニタリングが求められる。

他業を営むことにより本来業務の健全かつ適切な運営に支障が生じている又は生じるおそれがある場合には、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて資金決済法第80条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、資金清算業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときは、資金決済法第81条の規定に基づく業務改善命令等の処分を行うことを検討する。

## V. 監督上の評価項目と諸手続（振替機関）

### V-1 経営管理（ガバナンス）

#### V-1-1 経営管理体制

##### （1）意義

振替機関は、有価証券の保管振替制度における多量・多額の処理を行っており、有価証券の流通の円滑化にあたって重要な役割を果たしている。こうした中で、振替機関の業務の適正かつ確実な遂行を確保し、もって金融システムの安定を確保するためには、振替機関において経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

（注）委員会設置会社である場合については、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行使しているのかどうかといった観点から検証する必要がある。この場合においては、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととする。

##### （2）主な着眼点

###### [代表取締役]

- ① 法令等遵守を経営上の中核課題の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

###### [取締役・取締役会]

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。
- ② 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客觀性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加してい

るか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、振替機関との人的関係、資本的関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

- ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、振替機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが重大な問題を生じさせうる可能性を十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ隨時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

#### [監査役・監査役会]

- ① 監査役・監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役・監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ④ 監査役・監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

#### [内部監査部門]

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、

振替機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。

- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

#### [外部監査の活用]

- ① 実効性ある外部監査が、振替機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等が適切に取り扱われているか。

#### (3) 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

- ① 総合的なヒアリング（Ⅱ-1-1（1）参照）  
総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。
- ② 日常の監督事務を通じた経営管理の検証  
上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ等の日常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することとする。
- ③ モニタリング結果の記録  
上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。
- ④ 監督手法・対応  
振替機関において、経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。  
さらに、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、

振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

## V—1—2 振替機関の役員

### (1) 主な着眼点

振替機関の役員の選任議案の決定プロセス等においては、振替業の公共性を維持するとの観点から、以下の点に留意して検証する。

- ① 欠格事由（振替法第3条第1項第4号イからヘまで）のいずれかに該当するか又は指定時既に該当していた者でないこと。
- ② 振替業又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 振替業に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

### (2) 監督手法・対応

振替機関の役員が、①振替法第3条第1項第4号イからヘまでに該当することとなったとき又は指定時既に該当していたことが判明したとき、②不正の手段により振替機関の役員となった者であることが判明したとき、③法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき又は違反したことが判明したときは、振替法第22条第1項の規定に基づき、当該役員の解任命令等の処分を検討する。

併せて、当該役員又は委員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求め、さらに、当該振替機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、業務改善命令（振替法第21条）等の処分を検討する。

## V—1—3 人的構成

### (1) 主な着眼点

振替機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 振替法及び関連諸規則や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに振替業の適正かつ確実な遂行に必要となる法令等遵守態勢等に関する十分な知識・経験を有している者を確保しているか。

- ② 暴力団員でないか（過去に暴力団員であった場合を含む。）又は暴力団と密接な関係を有する者ではないか。
- ③ 振替法等わが国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ⑤ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。

## （2）監督手法・対応

上記①から⑤までに掲げる要素は、振替機関が振替業を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成を有していると認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは振替機関自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、振替機関の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、振替機関の業務の運営に関する振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、当該人的構成に関する振替機関の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求める。

報告徴求の結果、振替機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

## V－2 財務の健全性

### V－2－1 資本の充実

#### (1) 意義

振替機関が、事務リスク等に係る適切なリスク管理体制を整備しつつ、経営の態様に応じた十分な財務基盤を保有することは、振替機関に対する加入者・市場関係者の信任を確保し、振替機関が継続的・安定的に業務運営を行う上で重要である。

このため、振替機関においては、各種のリスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持すべきである。

また、リスク特性に照らした資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

#### (2) 主な着眼点

##### [取締役・取締役会]

- ① 取締役は、自社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な資本の水準との関係について理解しているか。
- ② 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、自社の経営課題を踏まえた適切な資本計画を策定しているか。
- ③ 取締役は、上記資本計画の策定、資本の充実の程度を評価するプロセス、及び十分な資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。

##### [資本の充実の評価]

- ① 上記資本計画の策定に当たっては、事業環境の変化等を踏まえたリスクとの対比において充実したものとなっているかについて、評価が行われているか。
- ② 純資産の額など、営業上のリスクに備えて保有すべき金額については、少なくとも減価償却費を控除した営業費用の6月分に相当する額を確保することとし、また、当該金額が自社の業務の継続を確実なものとする観点から十分な水準にあるかを検証しているか。
- ③ 自己資本についても、例えば、現金・現金等価物を中心とする等によりストレシナリオ下で容易に流動化することできるかなど、適切な検証を行っているか。
- ④ 仮に資本の水準が自社の業務の継続を不確実なものとする水準に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を有しているか。

## V－2－2 リスク管理の体制

### (1) 意義

振替機関は、特別の法的効果を伴った振替口座簿の記録・管理を通じ、証券決済制度の中核としての機能を担うものである振替機関は、その業務を行うに当たっては、自らが、事務過誤や情報漏えいなどの事務リスクのみならず、システムリスクその他の多様なリスクに直面していることを認識し、これらのリスクが業務運営に影響を与えることがないかを包括的に確認し、適切なリスク管理体制を整備していくことが求められる。

### (2) 主な着眼点

- ① 多様なリスクを包括的に把握するため、全てのリスクを洗い出し、特定した上で、可能な場合には計量的なリスク管理の対象として、リスクカテゴリーを適切に決定しているか。
- ② 必要に応じて、計量化の範囲及び精度を向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの重要性や相関等について、適切性を確保すべく検討を行っているか。
- ③ 取締役会は、振替機関全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、定期的に、少なくとも年次で、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。
- ⑤ また、わが国においては、振替法による振替制度が実施されているが、例えば外国株式等の取扱いなど、必要な場合には、振替機関が適切な規則・手続を通じ保管リスクを管理することとしているか。

## V－2－3 監督手法・対応

振替機関の財務の健全性の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## V－3 業務の適切性

### V－3－1 法令等遵守

#### V－3－1－1 法令等遵守を確保するための措置

##### (1) 法令等遵守に関する方針及び手続等に係る留意点

- ① 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等を策定しているか。
- ② 法令等遵守責任者の権限と責任を明確にし、その機能が十分に発揮される態勢となっているか。
- ③ 法令等遵守関連の情報が、振替業務を行う部門、法令等遵守部門／法令等遵守責任者等の担当者及び経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。

##### (2) 内部通報制度に係る留意点

- ① 内部通報制度の担当部署や処理手続を明確に定め、迅速かつ適切に処理・対応が行われる態勢となっているか。
- ② 内部通報の内容について、必要かつ適切な範囲内で情報共有が図られる態勢となっているか。
- ③ 内部通報への対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。
- ④ 内部通報の内容及びその調査結果は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、業務管理体制の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

### V－3－1－2 公正な参加要件等

##### (1) 意義

金融取引における多量・多額の処理等を行うことで、口座管理機関等の安定的・効率的な業務運営に資するという振替機関の役割を踏まえれば、振替機関のサービスは、口座管理機関や他の振替機関等に対して公正で開かれたものであるべきである。

同時に、振替機関は自らの財務の健全性等を確保し、安定的に振替業務を提供するため、合理的な参加要件を定め、口座管理機関が振替機関にもたらすリスクを管理することが求められる。

## （2）主な着眼点

- ① 振替機関は、口座管理機関に対して、合理的な参加要件を設定しているか。
- ② 当該参加要件が、振替業務を適正かつ確実に行う等の観点から公正なものであるかにつき検証を行い、当該検証を踏まえた参加要件を公表することとしているか。
- ③ 振替機関は、振替業務で提供を受けた情報の他のサービスへの利用、振替業務に付随するサービスの締結等において、自らの地位を濫用することとなっていかないか。
- ④ 振替機関は、参加要件に照らして、口座管理機関が振替業の適正かつ円滑な運営を確保することの支障となることがないか定期的に検証することとしているか。また、必要かつ適当な場合には、振替参加の停止や退出を円滑に行うための明確な手続を設け、これを公表しているか。

## （3）監督手法・対応

参加要件と遵守状況のモニタリングについて問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## V－3－1－3 反社会的勢力による被害の防止

### （1）意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、高い公共性を有し、経済的に重要な機能を営む振替機関においては、振替機関自身や役職員のみならず、金融商品市場に参加する様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品市場から排除していくことが求められる。

もとより振替機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、振替機関においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必

要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって振替機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

## (2) 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、振替機関における取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意する。

① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。

ア. 適切な事前審査を実施するなど、反社会的勢力が口座管理機関・取引先となることを防止すること。

イ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

② 反社会的勢力対応部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一

元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

- ア. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。
  - イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該振替機関における株主の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。
  - ウ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。
- ア. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。
  - イ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。
  - ウ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

### (3) 監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された振替機関の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢につき問題が認められる場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めるを通じて、振替機関における自主的な改善状況を把握する。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわ

らず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、振替業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

#### V－3－1－4 本人確認、疑わしい取引の届出

##### (1) 意義

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「犯収法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」に関する内部管理態勢を構築することは、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し、わが国金融市場に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。

##### (2) 主な着眼点

- ① 犯収法に基づく本人確認を的確に実施するための態勢が整備されているか。
  - ア. 社内規則等において、本人確認を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。
  - イ. 本人確認を行うに当たって、生年月日や住所等の利用者の属性を適切に把握するとともに、本人確認書類の提出等により、その信憑性・妥当性の確認が行われているか。利用者に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。
  - ウ. また、利用者から取得した本人確認情報については、取引の継続的なモニタリング等を通じて、その属性の把握に常時努め、最新のものとすることが確保されているか。
  - エ. 過去に取得した本人確認情報についての信憑性・妥当性に疑いが生じた場合、又は取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合は、本人確認書類の再提出を求める等、その利用者の本人確認について再確認が行われているか。
  - オ. 利用者の本人確認に当たって、取引形態（例えば、インターネットによる非対面取引等）を考慮した措置が講じられているか。
  - カ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
  - キ. 役職員に対して、本人確認に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
  - ク. 本人確認の実施に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、

その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直しを行う等、その実効性が確保されているか。

- ② 犯収法に基づく「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢が整備されているか。
- ア. 社内規則等において、「疑わしい取引の届出」を行うための社内体制や手続が明確に定められているか。また、役職員に対して、その内容について周知徹底を行い、その理解が十分に図られているか。
  - イ. 「疑わしい取引」に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに当局に届出を行うこととされているか。
  - ウ. 「疑わしい取引の届出」に該当するか否かの判断を行うに当たって、振替機関が取得した本人確認情報、取引時の状況その他振替機関が保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案の上、届出の必要性の判断が行われているか。また、その取引等に関して特に問題等が認められた場合、適正に対応・管理を行っているか。
  - エ. 「疑わしい取引」の判断に当たって、振替機関の業務内容、利用者の属性等が考慮されているか。
  - オ. 役職員の採用に当たって、マネー・ローンダーリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。
  - カ. 役職員に対して、「疑わしい取引の届出」に関する研修・教育が定期的かつ継続的に実施されているか。また、研修等を受けた役職員の理解状況について、日常業務における実践も踏まえ、評価及びフォローアップが適宜行われているか。
  - キ. 「疑わしい取引の届出」に関して、社内における定期的な点検や内部監査を通じて、その実施状況を把握・検証し、実施方法の見直し等を行う等、その実効性が確保されているか。
- ③ 本人確認と「疑わしい取引の届出」が相互に関連性を有していることを十分に認識し、本人確認の的確な実施により利用者の基礎的な情報を把握し、その上で当該情報及び利用者の取引態様等を総合的に勘案の上判断し、「疑わしい取引の届出」が行われるよう、一体的、一元的な社内体制等が構築されているか。

### (3) 監督手法・対応

検査の指摘事項に対するフォローアップや、日常の監督事務を通じて把握された本人確認、疑わしい取引の届出に係る課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告書を徴収することにより、振替機関における自主的な業務改善状況を把握することとする。

また、内部管理態勢が極めて脆弱であり、反社会的勢力・テロリスト等の組織的犯罪等に利用され続けるおそれがあると認められるときは、振替機関に対し、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令等を発出するものとする。

さらに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務に違反し、著しく公益を害したと認められる場合など、重大な法令違反行為が認められるときには、振替法第22条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする。

(注) 本人確認の取扱いについては、必要に応じ別途、犯収法に基づき必要な措置を執ることができることに留意する。

## V－3－2 業務継続体制

### (1) 意義

振替機関は、特別の法的効果を伴った振替口座簿の記録・管理を通じ、証券決済制度の中核としての機能を果たしており、テロ、大規模災害等の危機発生時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、適切な業務継続計画の策定等が求められる。

### (2) 主な着眼点

- ① 平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努めるよう、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。
- ③ 業務継続計画等は、不可欠な情報システムは停止から2時間以内に再開することを、また、障害のあった当日中に決済を完了できることを、目標としたものとなっているか。
- ④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁総務企画局市場課への報告を行なうとともに、振替機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。
- ⑤ 危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っていているか。
- ⑥ 電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。

### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された振替機関の危機管理態勢上の課題について、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求ることを通じて、振替機関における自主的な改善状況を把握する。

なお、危機的状況の発生又はその蓋然性が認められる場合には、事態が改善するまでの間、当該振替機関における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、振替機能の確保、口座管理機関をはじめとする関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的に、ヒアリング又は現地の状況等を確認するなどにより実態把握に努めるとともに、必要に応じ振替法第20条第1項の規定に基づく報告徴求を行う。

### V－3－3 事務リスク管理

#### （1）意義

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより振替機関等が損失を被るリスクであり、人為的ミスのほか、情報システムや内部手続等によるものなど、多様な要因によるものと考えられる。

振替機関においても、事務リスクに係る管理体制を整備し、業務の健全かつ適切な運営を図ることが重要である。

#### （2）主な着眼点

- ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ② 将来見込まれる事務処理量等も勘案し、一定のサービス水準を達成するためには十分な処理能力を備えることとしているか。
- ③ 事務の一部を第三者のサービス業者等に委託・依拠する場合には、外部委託の対象先が、当該業務を振替機関が自ら行う場合に満たすべき要件を充足していることを確認しているか。
- ④ 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手續が明確に定められており、委託先に対する管理が十分に行えるような契約、態勢を構築しているか。

#### （3）監督手法・対応

振替機関における対応に問題が認められる場合には、原因及び改善策について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条の規定に基づく報告を

求めることを通じて、振替機関における自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、事務リスク管理態勢に重大な問題があると認められ、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

#### V-3-4 システムリスク管理

##### (1) 意義

システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等の、システムの不備等に伴い、振替機関等が損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより振替機関等が損失を被るリスクをいう。

振替機関のシステムは、振替等のために不可欠な市場の基盤そのものであり、仮にシステム障害が発生した場合には、振替機関及びシステムに接続する口座管理機関等に損害が生じ、ひいては、金融システム全体に影響を及ぼすこととなりかねない。

このため、振替機関における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。

##### (2) 主な着眼点

###### ① システムリスクに対する認識等

- ア. 取締役会において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- イ. システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となっているか。

###### ② 適切なリスク管理態勢の確立

- ア. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。
- イ. 具体的基準に従い、管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ウ. 自らの業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

###### ③ システム企画・開発・運用管理

- ア. 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。
- イ. 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ウ. 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。

エ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。

オ. システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。

カ. 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

④ システム監査

ア. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。

イ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

⑤ 安全対策

ア. 安全対策の基本方針が策定されているか。

イ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑥ 外部委託管理

ア. 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

イ. 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。

ウ. システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

エ. 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

⑦ データ管理態勢

ア. データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。

イ. データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

⑧ コンティンジェンシープラン

ア. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

イ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。

⑨ システム更改等のリスク

ア. 役職員は、システム更改等のリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

- イ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム更改等に伴う開発内容に適合したものとなっているか。
- ウ. 業務を外部委託する場合であっても、振替機関自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。
- エ. システム更改等に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。
- オ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

⑩ 障害発生時の対応等

- ア. 投資者や口座管理機関等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。
- イ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることとしているか。
- ウ. 障害発生時に速やかに当局に対する報告を行うこととなっているか。

(3) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務等を通じて把握されたシステムリスク管理態勢上の課題については、振替機関又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、振替機関における自主的な業務改善状況を把握する。

また、振替業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる等の場合には、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

② システム更改等時

振替機関がシステム更改等を行う場合には、その態様に応じ、システム更改等実施に向けた具体的な計画、システム更改等のリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求める。

なお、態様が大規模な場合には、当該システム更改等完了までの間、振替法第20条第1項の規定に基づく報告を定期的に求める。

(4) システム障害に対する対応

① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式〇）にて当局宛て報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めるとしている（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求める）。

（注）報告すべきシステム障害

その原因の如何を問わず、振替機関又は振替機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引、決済、入出金、資金繰り、財務状況把握、その他口座管理機関等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく追加の報告を求め、振替業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。
- さらに、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、振替法第22条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

### V－3－5 口座管理機関の破綻等への対応手続

#### （1）意義

口座管理機関が破綻等に陥った場合に、振替機関が、振替機能を円滑に継続し、有価証券の円滑な流通を確保する観点から、事務手続上の対応等を、速やかに実施する必要がある。

こうした観点から、破綻等への対応については、振替機関や口座管理機関等における事務手続等が、明確に定められていることが求められる。また、こうした手続が実際に口座管理機関の破綻等の際に、実務上実行可能であるかにつき、適切な検証を行うことが必要となる。

#### （2）主な着眼点

- ① 口座管理機関の破綻等に際しても、振替機関の口座振替等の業務の円滑な継続を可能とするよう、口座管理機関破綻等の必要な手続について、業務規程等にお

いて、明確に定めているか。

- ② また、口座管理機関の破綻等への対応に関する手続について、口座管理機関その他の関係者と協働して、定期的に、少なくとも年に1回、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。
- ③ 口座管理機関の破綻等への対応に関する手続に関与する職員、口座管理機関その他の関係者との間で、口座管理機関破綻等への対応マニュアル等を整備し、その実行可能性を定期的に検証することとしているか。
- ④ 振替機関は、個別又は複合的な口座管理機関の破綻等に際しても円滑に事務手続上の対応等を行うための明確な規則・手続を設けているか。

### （3）監督手法・対応

口座管理機関の破綻等への対応手続に関する問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## V－3－6 参加者の階層構造等に係る留意点

### （1）意義

振替機関の利用については、振替機関に直接口座開設を行う口座管理機関に、他の者が口座を開設し、これを通じ振替機関のシステムに参加する階層的な参加形態となっている。こうした階層的な参加形態は、上位の口座管理機関を通じて、より下位の多くの口座管理機関等が振替制度を利用することを可能とする一方、上位・下位の口座管理機関間の関係や業務プロセスの内容によっては、業務構造が複雑化され、様々なリスクが潜在化する可能性がある。振替機関においては、こうした階層的な参加形態に内在するリスクを特定し、適切な管理体制を構築していくことが必要である。

### （2）主な着眼点

- ① 振替機関は、規則・手続等において、階層構造に関する基本的な情報の収集など、階層的な参加形態に係る重要なリスクを特定し、管理するための方策を講じているか。
- ② 上記の情報収集等を通じて把握した、極めて多数の者を傘下に有する口座管理機関等については、そのリスクの検証を行うこととしているか。

### (3) 監督手法・対応

参加者の階層構造等から生じるリスクの管理体制の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めるにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## V－3－7 情報開示の適切性等

### (1) 意義

振替機関においては、口座管理機関やその予定者が、振替制度への参加から生ずる責任を明確に認識し、十分に理解することができるよう、十分な情報を提供することが重要である。

また、利用者等への十分な情報提供の観点から、利用者等の権利・義務に係る重要な手続等については、業務規程等の規則・手続に明記し、併せてこれを公表することが、重要である。

### (2) 主な着眼点

- ① 振替機関は、明確かつ包括的な規則・手続を策定し、口座管理機関に開示しているか。また、主要な規則・手続等については、これを公表することとしているか。
- ② 上記の規則・手続等については、振替機関と口座管理機関の権利・義務について明瞭な記述を行っているか。
- ③ 振替機関は、有償で行う業務と無償で行う業務とを明確にし、個別サービスの料金・内容を公表しているか。

### (3) 監督手法・対応

振替機関による主要な規則等の開示に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めるにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## V－4 諸手続

### V－4－1 業務規程認可等に係る留意点

#### (1) 意義

業務規程には、振替機関の業務のあり方とともに、当局認可を前提として、振替機関・口座管理機関の義務等、振替機関が行うことのできる措置、口座管理機関とその加入者の契約など、当該振替機関における振替制度の基本的な事項が盛り込まれている。

上記を踏まえ、振替機関においては、口座管理機関等が、円滑な金融取引を継続的・安定的に行うことができるよう、業務規程の規則・手続等を明瞭に規定し、その根拠及び性質を明確化することが求められる。

#### (2) 主な着眼点

- ① 業務規程の変更等に当たっては、業務規程及び下位規則等も含めた振替制度の全体が、法令等と整合的であることを確認しているか。
- ② 振替機関は、少なくとも当局の認可の後で、又は必要に応じ当局の認可の前に、当該業務規程の変更等につき、明確かつ理解しやすい形で口座管理機関等に開示・説明することとしているか。
- ③ 振替機関は、当該説明に当たっては、振替等の契約に係る関連法規上の根拠及び適用関係を整理して、説明することとしているか。
- ④ 外国からの口座管理機関が存在する場合には、当該国の法令等を確認するなどの法令の差異に係るリスクを確認しているか。
- ⑤ 上記の確認や説明に当たっては、必要に応じ、外部の専門家を活用するなどにより、当該確認や説明の正確性に配慮した取扱いとしているか。
- ⑥ 業務規程等の規則において、決済がいつの時点でファイナルとなるのか、規則・手續で明確にしているか。
- ⑦ これらの定めが、法令等と整合的であることを確認し、口座管理機関等に説明しているか。

### V－4－2 兼業承認に係る留意点

#### (1) 趣旨

振替機関は、特別の法的效果を伴った振替口座簿の記録・管理を行い、一般投資家の利害関係に直接の影響を及ぼすものであることから、財務の健全性を確保し、安定的な業務運営を行うことが強く要請される。

こうした高い公共性に鑑み、振替機関には、本業以外の業務からのリスク遮断等を目的として、振替業に専念し、原則として他業を行うことはできないものとされている（振替法第9条第1項）。

一方で、振替業以外であっても、本来業務以外のサービスを提供することが利用者のニーズを踏まえた決済システム全体の利便性・安全性向上等に寄与することもあり得る等の観点から、振替業に関連する業務であって、振替業を適正かつ確実に行うことにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、承認を受けて行うことができるものとされている。

#### （2）承認申請

承認申請に当たっては、振替機関から、一般振替機関の監督に関する命令第6条第1項等に規定する承認申請書（別紙様式〇）及び同条第2項各号に掲げる書類の提出を受けるものとする。

#### （3）承認審査

承認審査に当たっては、個々の事例に応じて、当該振替機関が振替業を適切かつ確実に行うことにつき支障を及ぼすおそれがないか等の観点から承認の適切性について判断する必要があるが、具体的には、以下の観点から承認審査を行うものとする。

- ① 振替機関に損失を生じさせ、経営に影響を及ぼす蓋然性が高くないか。
- ② 振替機関に及ぼすリスクが特定され、適切に管理する体制が整備されているか。
- ③ 振替業務の運営の公正性、中立性に対する信頼が損なわれる又は振替機関としての社会的信用を損なうおそれがないか。
- ④ 業務量が振替業の適切な運営に支障を及ぼすものではないか。
- ⑤ その業務の内容及び性質に照らして、振替業の円滑な運用に資するものか。また、口座管理機関の利便性の向上を通じ、社債等の流通の円滑化に資するものであるか。

#### （4）承認付与後の監督手法・対応

振替機関は、迅速・確実な決済手段を確保する重要な社会的インフラであり、他業の運営を理由として、振替機関に対する信頼を損ねる等によって本来業務の健全かつ適切な運営に支障を生じさせることのないよう、継続的なモニタリングが求められる。

他業を営むことにより本来業務の健全かつ適切な運営に支障が生じている又は生じるおそれがある場合には、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて振替法第20条第1項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を

把握する。

さらに、振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認められるときには、振替法第21条の規定に基づく業務改善命令等の処分を行うことを検討する。

## VI. 監督上の評価項目と諸手続（取引情報蓄積機関）

### VI-1 経営管理（ガバナンス）

#### VI-1-1 経営管理体制

##### （1）意義

取引情報蓄積機関は、店頭デリバティブ取引市場における取引データの集中的な管理等を行うことにより、取引情報の透明性向上に重要な役割を果たしている。こうした中で、取引情報蓄積機関の業務の的確な運営と経営の健全性を確保し、もつて金融システムの安定を確保するには、取引情報蓄積機関において、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理（ガバナンス）が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、執行役、監査役及び全ての職階における職員が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

（注）取引情報蓄積機関については、金商法上、監査役設置会社等に止まらず、会社その他の法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）も許容されている。このため、監査役設置会社以外である場合についても、取引情報蓄積機関における実態に即して、代表者、管理人、各種委員会等の機関が、それぞれ与えられた権限を適切に行使しているか、本監督指針の趣旨を踏まえ検証を行うこととする。

##### （2）主な着眼点

###### 〔代表取締役〕

- ① 法令等遵守を経営上の中の一つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

###### 〔取締役・取締役会〕

- ① 取締役は、業務執行にあたる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加

しているか。

- ② 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、取引情報蓄積機関との人的関係、資本的関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。
- ③ 取締役会は、例えば、法令等遵守等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、取引情報蓄積機関が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。
- ⑤ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。
- ⑥ 取締役会は、リスク管理部門を軽視することが企業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。
- ⑦ 取締役会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、社内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ隨時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

#### [監査役・監査役会]

- ① 監査役・監査役会は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。
- ② 監査役・監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。
- ③ 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。
- ④ 監査役・監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

#### [内部監査部門]

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、取引情報蓄積機関を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切に見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的・実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

#### [外部監査の活用]

- ① 実効性ある外部監査が、取引情報蓄積機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に不可欠であることを十分認識し、有効に活用されているか。
- ② 外部監査が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、外部監査の結果等について適切な措置を講じているか。
- ③ 関与公認会計士の監査継続年数等が適切に取り扱われているか。

#### (3) 監督手法・対応

下記のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

- ① 総合的なヒアリング（Ⅱ－1－1（1）参照）  
総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。
- ② 日常の監督事務を通じた経営管理の検証  
上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ等の日常の監督事務を通じても、経営管理の有効性について検証することとする。
- ③ モニタリング結果の記録  
上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。
- ④ 監督手法・対応  
取引情報蓄積機関において、経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原

因及び改善策等について、深度あるヒアリングや、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求ることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

## VI—1—2 取引情報蓄積機関の役員

### (1) 主な着眼点

取引情報蓄積機関の役員の選任議案の決定プロセス等においては、取引情報蓄積業務の公共性を維持するとの観点から、以下の点に留意して検証する。

- ① 欠格事由（金商法第156条の67第1項第4号イからヘまで）のいずれかに該当するか又は指定当時既に該当していた者でないこと。
- ② 取引情報蓄積業務又はこれに付随する業務に関し法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 取引情報蓄積業務に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

### (2) 監督手法・対応

取引情報蓄積機関の役員が、①金商法第156条の67第1項第4号イからヘまでに該当することとなったとき又は該当していたことが判明したとき、②不正の手段により取引情報蓄積機関の役員となった者であることが判明したとき、③法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき又は違反したことが判明したときは、金商法第156条の83第1項の規定に基づき、当該役員の解任命令等の処分を検討する。

併せて、当該役員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第156条の80の規定に基づく報告を求め、さらに、当該取引情報蓄積機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務改善命令（金商法第156条の81）等の処分を検討する。

## VI—1—3 人的構成

### (1) 主な着眼点

取引情報蓄積機関の役員又は使用人に関する以下の事項に照らし、取引情報蓄積

業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 金商法及び関連諸規則や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、並びに取引情報蓄積業務の適正かつ確実な遂行に必要となる法令等遵守態勢に関する十分な知識・経験を有している者を確保しているか。
- ② 暴力団員でないか（過去に暴力団員であった場合を含む。）又は暴力団と密接な関係を有する者ではないか。
- ③ 金商法等わが国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ⑤ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。

## （2）監督手法・対応

上記①から⑤までに掲げる要素は、取引情報蓄積機関が取引情報蓄積業務を適正かつ確実に遂行するに足りる人的構成を有していると認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは取引情報蓄積機関自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、取引情報蓄積機関の役員又は使用人の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、取引情報蓄積機関の業務の運営に関し公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該人的構成に関する取引情報蓄積機関の認識、及び役員又は使用人の選任プロセス等について深度あるヒアリングを行い、必要な場合には金商法第156条の80の規定に基づく報告を求める。

報告徴求の結果、取引情報蓄積機関の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討する。

## VI－2 財務の健全性

### VI－2－1 資本の充実

#### (1) 意義

取引情報蓄積機関が、事務リスク等に係る適切なリスク管理体制を整備しつつ、経営の態様に応じた十分な財務基盤を保有することは、取引情報蓄積機関に対する利用者、市場関係者の信任を確保し、取引情報蓄積機関が継続的・安定的に業務運営を行う上で重要である。

このため、取引情報蓄積機関においては、各種のリスクが顕在化した場合でも、それに伴う損失に十分耐えられるだけの流動的な資産を保持すべきである。

また、リスク特性に照らした資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な資本を維持するための適切な方策を講じる必要がある。

#### (2) 主な着眼点

##### [取締役・取締役会]

- ① 取締役は、自社が取っているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な資本の水準との関係について理解しているか。
- ② 取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、自社の経営課題を踏まえた適切な資本計画を策定しているか。
- ③ 取締役は、上記資本計画の策定、資本の充実の程度を評価するプロセス、及び十分な資本を維持するための適切な方策を講じることに十分に関与しているか。

##### [資本の充実の評価]

- ① 上記資本計画の策定に当たっては、事業環境の変化等を踏まえたリスクとの対比において充実したものとなっているかについて、評価が行われているか。
- ② 純資産の額など、営業上のリスクに備えて保有すべき金額については、少なくとも減価償却費を控除した営業費用の6月分に相当する額を確保することとし、また、当該金額が自社の業務の継続を確実なものとする観点から十分な水準にあるかを検証しているか。
- ③ 自己資本についても、例えば、現金・現金等価物を中心とする等によりストレシナリオ下で容易に流動化することできるかなど、適切な検証を行っているか。
- ④ 仮に資本の水準が自社の業務の継続を不確実なものとする水準に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を有しているか。

## VI－2－2 リスク管理の体制

### (1) 意義

利用者から提供を受けた店頭デリバティブ取引情報の蓄積等を集中的に行う取引情報蓄積機関は、その業務を行うに当たっては、自らが、事務過誤や情報漏えいなどの事務リスクのみならず、システムリスクその他の多様なリスクに直面していることを認識し、これらのリスクが業務運営に影響を与えることがないかを包括的に確認し、適切なリスク管理体制を整備していくことが求められる。

### (2) 主な着眼点

- ① 多様なリスクを包括的に把握するため、全てのリスクを洗い出し、特定した上で、可能な場合には計量的なリスク管理の対象として、リスクカテゴリーを適切に決定しているか。
- ② 必要に応じて、計量化の範囲及び精度を向上させるための検討を行っているか。例えば、異なる種類のリスクの重要性や相関等について、適切性を確保すべく検討を行っているか。
- ③ 取締役会は、取引情報蓄積機関全体の経営方針に沿った戦略目標を踏まえたりスク管理の方針を明確に定め、定期的に、少なくとも年次で、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。加えて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。
- ④ 取締役会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

## VI－2－3 監督手法・対応

取引情報蓄積機関の財務の健全性の状況に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## VI－3 業務の適切性

### VI－3－1 法令等遵守

#### VI－3－1－1 法令等遵守を確保するための措置

##### （1）法令等遵守に関する方針及び手続等に係る留意点

- ① 法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針、更に具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等を策定しているか。
- ② 法令等遵守責任者の権限と責任を明確にし、その機能が十分に発揮される態勢となっているか。
- ③ 法令等遵守関連の情報が、取引情報蓄積業務を行う部門、法令等遵守部門／法令等遵守責任者等の担当者及び経営陣の間で、的確に連絡・報告される体制となっているか。

##### （2）内部通報制度に係る留意点

- ① 内部通報制度の担当部署や処理手続を明確に定め、迅速かつ適切に処理・対応が行われる態勢となっているか。
- ② 内部通報の内容について、必要かつ適切な範囲内で情報共有が図られる態勢となっているか。
- ③ 内部通報への対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。
- ④ 内部通報の内容及びその調査結果は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、業務管理体制の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

### VI－3－1－2 公正な利用要件等

##### （1）意義

店頭デリバティブ取引情報の蓄積・保存等を集中的に行うことで、利用者の効率的な業務運営に資するという取引情報蓄積機関の役割を踏まえれば、取引情報蓄積機関のサービスは、利用者に対して公正で開かれたものであるべきである。

同時に、取引情報蓄積機関は自らの財務の健全性等を確保し、安定的に取引情報蓄積業務を提供するため、合理的な利用要件を定め、利用者が取引情報蓄積機関にもたらすリスクを管理することが求められる。

## (2) 主な着眼点

- ① 利用要件を設定する場合には、取引情報蓄積業務を適正かつ確実に行う等の観点から公正なものであるかにつき検証を行い、当該検証を踏まえた利用要件を公示することとしているか。
- ② 取引情報蓄積機関は、取引情報蓄積業務で提供を受けた情報の他のサービスへの利用、取引情報蓄積業務に付随するサービスの契約締結等において、自らの地位を濫用することとなっていないか。

## (3) 監督手法・対応

利用要件等について問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## VI-3-1-3 反社会的勢力による被害の防止

### (1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、高い公共性を有し、経済的に重要な機能を営む取引情報蓄積機関においては、取引情報蓄積機関自身や役職員のみならず、金融商品市場に参加する様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融商品市場から排除していくことが求められる。

もとより取引情報蓄積機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、取引情報蓄積機関においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解

決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって取引情報蓄積機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」

(平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成 16 年 10 月 25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

## (2) 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、取引情報蓄積機関における取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意する。

① 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。

ア. 適切な事前審査を実施するなど、反社会的勢力が利用者・取引先となることを防止すること。

イ. いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

② 反社会的勢力対応部署を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。

ア. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

- イ. 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報が一元的に管理・蓄積され、当該情報を集約したデータベースを構築する等の方法により、取引先の審査や当該取引情報蓄積機関における株主の属性判断等を行う際に活用する体制となっているか。
- ウ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。
- ア. 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこと。
- イ. 積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。
- ウ. あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

### （3）監督手法・対応

検査結果や日常の監督事務等を通じて把握された取引情報蓄積機関の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢等につき問題が認められる場合には、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めることを通じて、取引情報蓄積機関における自主的な改善状況を把握する。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

## VI－3－2 業務継続体制

### (1) 意義

取引情報蓄積機関は、店頭デリバティブ取引情報の蓄積・保存を集中的に行い、当該取引情報をもとに市場の透明性の向上に役割を果たしているものであり、テロ、大規模災害等の危機発生時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、適切な業務継続計画の策定等が求められる。

### (2) 主な着眼点

- ① 平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努めるよう、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組みに努めているか。
- ② 危機時においても、可及的速やかにその業務を復帰・継続させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等を策定し、定期的に見直しを行うこととしているか。
- ③ 業務継続計画等は、不可欠な情報システムは停止から2時間以内に再開することを目標としたものとなっているか。
- ④ 危機的状況の発生又はその可能性が認められる場合には、速やかに金融庁総務企画局市場課への報告を行なうとともに、取引情報蓄積機関内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。
- ⑤ 危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っていているか。
- ⑥ 電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。

### (3) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された取引情報蓄積機関の危機管理態勢上の課題について、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めることを通じて、取引情報蓄積機関における自主的な改善状況を把握する。

なお、危機的状況の発生又はその蓋然性が認められる場合には、事態が改善するまでの間、当該取引情報蓄積機関における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、取引情報蓄積機能の確保、利用者をはじめとする関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的に、ヒアリング又は現地の状況等を確認するなどにより実態把握に努めるとともに、必要に応じ金商法第156条の80の規定に基づく報告徴求を行う。

## VI-3-3 事務リスク管理

### (1) 意義

事務リスクとは、役職員が正確な事務処理を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより取引情報蓄積機関や利用者が損失を被るリスクであり、人為的ミスのほか、情報システムや内部手続等によるものなど、多様な要因によるものと考えられる。取引情報蓄積機関においても、事務リスクに係る管理体制を整備し、業務の健全かつ適切な運営を図ることが重要である。

### (2) 主な着眼点

- ① 事務リスクを特定し、管理するための、適切な方針・手続等を定めているか。また、これを定期的に検証、必要に応じ見直すこととしているか。さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。
- ② 将来見込まれる事務処理量等も勘案し、一定のサービス水準を達成するために十分な処理能力を備えることとしているか。
- ③ 事務の一部を第三者のサービス業者等に委託・依拠する場合には、外部委託の対象先が、当該業務を取引情報蓄積機関が自ら行う場合に満たすべき要件を充足していることを確認しているか。
- ④ 外部委託の対象とする事務や外部委託先の選定に関する方針・手續が明確に定められており、委託先に対する管理が十分に行えるような契約、態勢を構築しているか。

### (3) 監督手法・対応

取引情報蓄積機関における対応に問題が認められる場合には、原因及び改善策について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求ることを通じて、取引情報蓄積機関における自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、事務リスク管理態勢に重大な問題があると認められ、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

## VI-3-4 システムリスク管理

### (1) 意義

システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等の、システムの不備等に伴い、取引情報蓄積機関や利用者が損失を被るリスクや、コン

ピュータが不正に使用されることにより取引情報蓄積機関や利用者が損失を被るリスクをいう。

取引情報蓄積機関のシステムは、取引情報蓄積業務等のために不可欠な市場の基盤そのものであり、仮にシステム障害が発生した場合には、取引情報蓄積機関及びシステムに接続する利用者等に損害が生じかねない。

このため、取引情報蓄積機関における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。

## (2) 主な着眼点

### ① システムリスクに対する認識等

- ア. 取締役会において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。
- イ. システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となっているか。

### ② 適切なリスク管理態勢の確立

- ア. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。
- イ. 具体的基準に従い、管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。
- ウ. 自らの業務の実態やシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

### ③ システム企画・開発・運用管理

- ア. 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。
- イ. 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ウ. 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- エ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。
- オ. システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザ部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。
- カ. 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

### ④ システム監査

- ア. システム部門から独立した内部監査部門において、システムに精通した監査要員による定期的なシステム監査が行われているか。

イ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

⑤ 安全対策

ア. 安全対策の基本方針が策定されているか。

イ. 定められた方針、基準及び手順に従って安全対策を適正に管理する安全管理者を設置しているか。安全管理者は、システム、データ、ネットワークの管理体制を統括しているか。

⑥ 外部委託管理

ア. 外部委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき

評価、検討の上、選定しているか。

イ. 外部委託契約において、外部委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。

ウ. システムに係る外部委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。

システム関連事務を外部委託する場合についても、システムに係る外部委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

エ. 外部委託した業務について、委託元として委託業務が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。

⑦ データ管理態勢

ア. データについて機密性等の確保のため、データ管理者を置いているか。

イ. データ保護、データ不正使用防止、不正プログラム防止策等について適切かつ十分な管理態勢を整備しているか。

⑧ コンティンジェンシープラン

ア. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

イ. コンティンジェンシープランは、自社の業務の実態やシステム環境等に応じて常時見直され、実効性が維持される態勢となっているか。

⑨ システム更改等のリスク

ア. 役職員は、システム更改等のリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

イ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム更改等に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ウ. 業務を外部委託する場合であっても、取引情報蓄積機関自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。

エ. システム更改等に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

オ. 不測の事態に対応するため、コンティンジェンシープラン等を整備しているか。

⑩ 障害発生時の対応等

- ア. 投資者や利用者等に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講じるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなるいるか。
- イ. 発生した障害について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講じることとしているか。
- ウ. 障害発生時に速やかに当局に対する報告を行うこととなっているか。

### (3) 監督手法・対応

#### ① 問題認識時

日常の監督事務等を通じて把握されたシステムリスク管理態勢上の課題については、取引情報蓄積機関又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めるを通じて、取引情報蓄積機関における自主的な業務改善状況を把握する。

また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる等の場合には、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行う。

#### ② システム更改等時

取引情報蓄積機関がシステム更改等を行う場合には、その態様に応じ、システム更改等実施に向けた具体的な計画、システム更改等のリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求める。

なお、態様が大規模な場合には、当該システム更改等完了までの間、金商法第156条の80の規定に基づく報告を定期的に求める。

### (4) システム障害に対する対応

#### ① システム障害の発生を認識次第、直ちに、その事実の当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（別紙様式〇）にて当局宛て報告を求めるものとする。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求ることとする（ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を求める）。

#### （注）報告すべきシステム障害

その原因の如何を問わず、取引情報蓄積機関又は取引情報蓄積機関から業務の委託を受けた者等が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、取引情報の収集・保存・報告に遅延、停止等が生じているものその他利用者等の利便等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、上記のような障害が発生する可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。

- ② 必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく追加の報告を求め、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令違反行為が認められる等の場合には、金商法第156条の83第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

## VI-3-5 情報開示の適切性等

### VI-3-5-1 主要な規則等の開示

#### (1) 意義

取引情報蓄積機関においては、利用者や利用予定者が、取引情報蓄積制度の利用から生ずるリスクと責任を明確に認識し、十分に理解することができるよう、十分な情報を提供することが重要である。

また、利用者等への十分な情報提供の観点から、利用者等の権利・義務及びリスクに係る重要な手続等については、業務規程等の規則・手続に明記し、併せてこれを公表することが、重要である。

#### (2) 主な着眼点

- ① 取引情報蓄積機関は、明確かつ包括的な規則・手続を策定し、利用者に開示しているか。また、主要な規則・手続等については、これを公表することとしているか。
- ② 上記の規則・手続等については、利用者が取引情報蓄積機関の利用から生じるリスクを評価できるよう、取引情報蓄積機関と利用者の権利・義務について明瞭な記述を行っているか。
- ③ 取引情報蓄積機関は、有償で行う業務と無償で行う業務とを明確にし、個別サービスの料金・内容を公表しているか。

#### (3) 監督手法・対応

取引情報蓄積機関による主要な規則等の開示に問題が認められる場合には、原因

及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する。

#### VI-3-5-2 市場データの開示

##### (1) 意義

取引情報蓄積機関は、市場の透明性確保の観点から重要な役割を果たすべきものであり、その蓄積するデータは、市場の透明性を向上させ、金融システムの安定に資するべきである。

取引情報蓄積機関は、その収集した情報を、関係当局に対して、適時・正確に提供するとともに、一般に対する市場透明性の向上の観点からの取組みも期待される。

##### (2) 主な着眼点

- ① 取引情報蓄積機関は、関係当局に対し、市場の透明性を高め、金融システムの安定を向上させる観点から、収集した情報を、包括的かつ十分に提供することをしているか。また、当該情報が、正確かつ適切な範囲で公表されるよう、十分に配慮した取組みがなされているか。
- ② 取引情報の公表の観点から、市場関係者と対話等を通じ、そのニーズに見合ったものとなるようデータベースの整備などに努めているか。
- ③ 取引情報蓄積機関は最新データと過去データを正確に提供できる強固な情報システムを整備しているか。また、データは適時に、分析が容易な形式で提供されることが可能となっているか。

##### (3) 監督手法・対応

取引情報蓄積機関による市場データの開示に問題が認められる場合には、原因及び改善策について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令を発出する。

## VI－4 諸手続

### VI－4－1 業務規程認可等に係る留意点

#### (1) 意義

業務規程には、当局認可を前提として、情報提供を行う金商業者等との契約の締結に関する事項、料金、収集した情報の安全管理など、当該取引情報蓄積機関における取引情報蓄積制度の基本的な事項が盛り込まれている。

上記を踏まえ、取引情報蓄積機関においては、利用者等が、円滑な金融取引を継続的・安定的に行うことができるよう、業務規程の規則・手続等を明瞭に規定し、その根拠及び性質を明確化することが求められる。

#### (2) 主な着眼点

- ① 業務規程の変更等に当たっては、業務規程及び下位規則等も含めた取引情報蓄積制度の全体が、法令等と整合的であることを確認しているか。
- ② 取引情報蓄積機関は、少なくとも当局の認可の後で、又は必要に応じ当局の認可の前に、当該業務規程の変更等につき、明確かつ理解しやすい形で利用者等に開示・説明することとしているか。
- ③ 取引情報蓄積機関は、当該説明に当たっては、取引情報蓄積等の契約に係る関連法規上の根拠及び適用関係を整理して、説明することとしているか。
- ④ 外国からの利用者が存在する場合、当該国の法令等を確認するなど、法令の差異に係るリスクを確認しているか。
- ⑤ 上記の確認や説明に当たっては、必要に応じ、外部の専門家を活用するなどにより、当該確認や説明の正確性に配慮した取扱いとしているか。
- ⑥ これらの定めが、法令等と整合的であることを確認し、利用者等に説明しているか。

### VI－4－2 兼業承認に係る留意点

#### (1) 趣旨

取引情報蓄積機関は、取引情報の保存・報告を行い、市場の透明性の向上等の観点から、重要な役割を果たすものであり、安定的な業務運営を行うことが要請される。また、取引情報の保存等は、金融商品取引業者等の営業秘密を取り扱うものであり、適切な業務の遂行が求められる。

こうした高い公共性に鑑み、取引情報蓄積機関には、本業以外の業務からのリスク遮断等を目的として、取引情報蓄積業務及びその付随業務<sup>(注)</sup>に専念し、原則とし

て他業を行うことはできないものとされている（金商法第156条の72第1項）。

一方で、取引情報蓄積業務及びその付随業務以外であっても、本来業務以外のサービスを提供することが利用者のニーズを踏まえた市場の透明性の向上等に寄与することもあり得る等の観点から、取引情報蓄積業務を適正かつ確実に行うことにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、承認を受けて行うことができるものとされている。

（注）付随業務の内容については、取引情報蓄積機関が、取引情報の収集及び保存に関する業務を行うものであることを踏まえ、個々の業務ごとに検証する必要がある。

## （2）承認申請

承認申請に当たっては、取引情報蓄積機関から、店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第15条第1項に規定する承認申請書（別紙様式〇）及び同条第2項各号に掲げる添付書類の提出を受けるものとする。

## （3）承認審査

承認審査に当たっては、個々の事例に応じて、当該取引情報蓄積機関が取引情報蓄積業務を適切かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないか等の観点から承認の適切性について判断する必要があるが、具体的には、以下の観点から承認審査を行うものとする。

- ① 取引情報蓄積機関に損失を生じさせ、経営に影響を及ぼす蓋然性が高くないか。
- ② 取引情報蓄積機関に及ぼすリスクが特定され、適切に管理する体制が整備されているか。
- ③ 取引情報の信頼性、正確性を損なうおそれが生じるなどにより、取引情報蓄積業務の運営の公正性、中立性に対する信頼感が損なわれる又は取引情報蓄積機関としての社会的信用を損なうおそれがないか。
- ④ 業務量が取引情報蓄積業の適切な運営に支障を及ぼすものではないか。
- ⑤ その業務の内容及び性質に照らして、取引情報蓄積業務の円滑な運用に資するものか。また、利用者の利便性の向上を通じ、有価証券の円滑化等に資するものであるか。

また、上記審査に当たっては、取引情報蓄積機関は、金融商品取引業者等の義務である取引情報報告制度に関し、当局指定を受け、情報の収集を行っていることを踏まえ、取引情報を兼業に使用する場合には、情報の正確性や不適切な流用等がないか等の観点から、以下の点に留意することとする。

- ① 当該兼業業務に取引情報を使用することについて、当該取引情報蓄積機関を利

用している金融商品取引業者等の同意を得ているか。

- ② 第三者に取引情報を提供する場合、第三者に提供することについて、当該取引情報蓄積機関を利用している金融商品取引業者等の同意を得ており、正確に第三者に提供しているか。また、提供先の第三者において、取引情報の取扱いに関し、安全管理措置が執られていることを確認しているか。

#### (4) 承認付与後の監督手法・対応

取引情報蓄積機関は、市場の透明性を向上させ、金融システムの安定を確保する重要な社会的インフラであり、他業の運営を理由として、取引情報蓄積機関に対する信頼を損ねる等によって本来業務の健全かつ適切な運営に支障を生じさせることのないよう、継続的なモニタリングが求められる。

他業を営むことにより本来業務の健全かつ適切な運営に支障が生じている又は生じるおそれがある場合には、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて金商法第156条の80の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるときには、金商法第156条の81の規定に基づく業務改善命令等の処分を行うことを検討する。